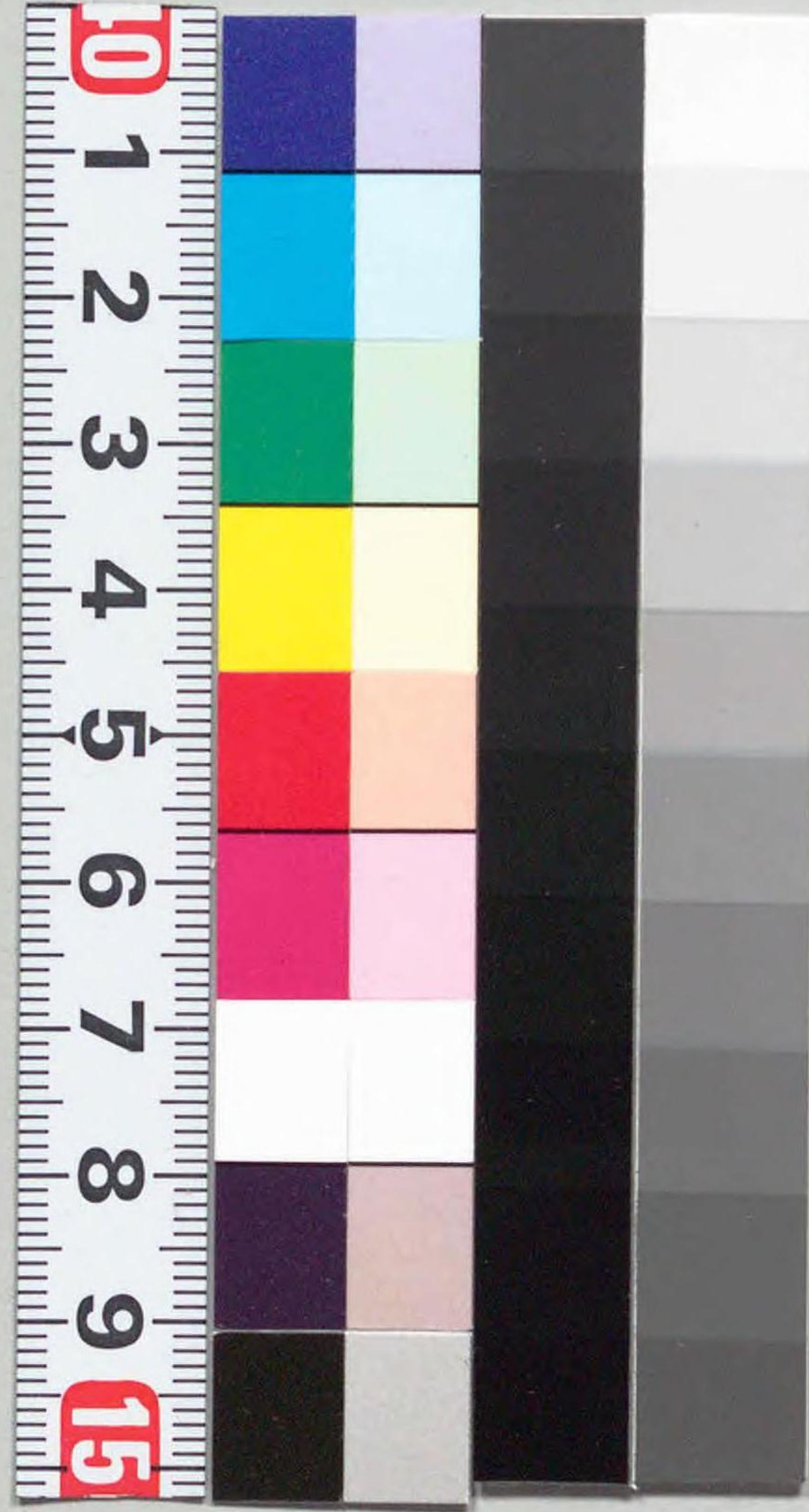



CZ-4-5



\*1200404246922\*









千七十九-30

昭和二十四年十二月

第六回國會法律集

法  
務  
府



320.9

~~320.9/1~~  
~~H617A2~~  
III

02  
4  
5



213  
516727

### 編集について

- 一、第六回国会の会期は昭和二十四年十月二十五日より十二月三日までであつたが、この間にこの国会で制定された法律は昭和二十四年法律第三二二号乃至第二八六号（但し、第二七七号及び第二八二号を除く。）及び昭和二五年法律第一号の合計六十五件である。本書はこれらの法律の総てを収録したものである。
- 一、編集は、法律番号と事項別の両面よりの検索の便を考慮し、本文においては右の六十五件の法律を公布番号の順に従つて配列し、目次においては特に事項別に分類して法律名を挙げた。
- 一、法律中罰則のあるものと、ないものとの区別を明らかにするため、目次の法律名の頭に、前者については●印を附し、後者については○印を附した。
- 一、各頁の柱には法律名の外に、その下に括弧して法律番号を入れて検索の便に供した。
- 一、別に、これら新法律によつて改廃せられた法令を明らかにしておくために、その索引を附し、また、参考のために、これら法律の国会における審議経過表をも録した。

昭和二十四年十二月

法務府法制意見第四局法規課

~~320.9/H617A~~



# 第六回國會法律集事項別 目次

## 國會關係

- 國會法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一〇・二六法律第二二一号)……………一
- 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二四・一一・三〇法律第二二五号)……………七

## 行政組織關係

- 未復員者給與法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一法律第二三〇号)……………五三
- 特別職の職員給與に関する法律……………(昭和二四・一二・二法律第二五二号)……………一〇五
- 未復員者給與法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一五法律第二六三号)……………一四七
- 人事官彈劾の訴追に関する法律……………(昭和二四・一二・一六法律第二七一号)……………二九〇
- 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・二四法律第二八〇号)……………三一三



地方自治関係

- 地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一〇法律第二五一号)……………一〇五
- 地方財政法等の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一三法律第二六一号)……………一三三
- 地方行政調査委員会議設置法……………(昭和二四・一二・二四法律第二八一号)……………三一四

司法関係

- 少年法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・八法律第二四六号)……………九九
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一二法律第二五三号)……………一一三
- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一二法律第二五四号)……………一一五
- 刑事補償法……………(昭和二五・一・一法律第一号)……………三六三

財務関係

- 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律……………(昭和二四・一一・四法律第二二二号)……………三
- 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律……………(昭和二四・一一・七法律第二二三号)……………四
- 外國爲替特別会計法……………(昭和二四・一二・一法律第二二七号)……………一一
- 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度……………

- における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・六法律第二三九号)……………六〇
- 郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律……………(昭和二四・一二・六法律第二四〇号)……………六一
- 國の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・八法律第二四四号)……………八五
- 日本専売公社法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・八法律第二四五号)……………八七
- 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一二法律第二五五号)……………一一七
- 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律……………(昭和二四・一二・一二法律第二五六号)……………一一八
- 旧軍関係債権の処理に関する法律……………(昭和二四・一二・一二法律第二五七号)……………一二四
- 所得税法の臨時特例等に関する法律……………(昭和二四・一二・一五法律第二六九号)……………二五三
- 競馬法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一七法律第二七五号)……………二九三
- 織物消費税法等を廃止する法律……………(昭和二四・一二・二七法律第二八五号)……………三五二
- 物品税法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・二七法律第二八六号)……………三五四

教育関係

- 国立学校設置法の一部を改正する等の法律……………(昭和二四・一一・三〇法律第二二六号)……………八



●私立学校法.....(昭和二四・一二・一五法律第二七〇号).....二六〇

産業関係

- 帝國石油株式会社法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・一法律第二三三号).....五六
- 帝國燃料興業株式会社法を廃止する法律.....(昭和二四・一二・一法律第二三四号).....五六
- 帝國鈦業開発株式会社法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・一法律第二三五号).....五六
- 日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・一法律第二三六号).....五七
- 日本通運株式会社法を廃止する法律.....(昭和二四・一二・七法律第二四二号).....八一
- 農業災害補償法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・一五法律第二六五号).....一四九
- 漁業法.....(昭和二四・一二・一五法律第二六七号).....一五四
- 漁業法施行法.....(昭和二四・一二・一五法律第二六八号).....一三七

経済統制関係

- 外國爲替及び外國貿易管理法.....(昭和二四・一二・一法律第二二八号).....二一
- 外國爲替管理委員会設置法.....(昭和二四・一二・一法律第二二九号).....四六
- 住宅営團法を廃止する等の法律.....(昭和二四・一二・一法律第二三一号).....五四
- 産業設備営團法及び交易営團法を廃止する等の法律.....(昭和二四・一二・一法律第二三二号).....五五

- 國民金融公庫法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・八法律第二四七号).....一〇〇
- 復興金融公庫法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・八法律第二四八号).....一〇一
- 復興金融公庫法に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・八法律第二四九号).....一〇一
- 價格調整公團法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・二法律第二五八号).....一三〇
- 肥料配給公團令の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・一六法律第二七三号).....二九二
- 油糧配給公團法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・一六法律第二七四号).....二九三
- 飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・一九法律第二七六号).....二九五
- 輸出品取締法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・二一法律第二七八号).....二九六

運輸通信関係

- お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律.....(昭和二四・一一・一四法律第二二四号).....五
- 船舶法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・一法律第二三七号).....五七
- 通運事業法.....(昭和二四・一二・七法律第二四一号).....六一
- 日本國有鐵道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律.....(昭和二四・一二・七法律第二四三号).....八二
- 國有鐵道運賃法の一部を改正する法律.....(昭和二四・一二・八法律第二五〇号).....一〇二



○ 国際観光事業の助成に関する法律……………(昭和二四・一二・一二法律第二五九号)……………一三〇

○ 道路運送法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一二法律第二六〇号)……………一三三

○ 日本國有鉄道法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一四法律第二六二号)……………一三四

○ 警察用電話等の処理に関する法律……………(昭和二四・一二・一五法律第二六六号)……………一五〇

● 国際観光ホテル整備法……………(昭和二四・一二・二四法律第二七九号)……………二九九

● 郵便物運送委託法……………(昭和二四・一二・二六法律第二八四号)……………三四〇

厚生関係

○ 家畜傳染病予防法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・二三法律第二三八号)……………六〇

○ 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律……………(昭和二四・一二・一五法律第二六四号)……………一四八

○ 医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律……………(昭和二四・一二・一六法律第二七二号)……………二九二

● 身体障害者福祉法……………(昭和二四・一二・二六法律第二八三号)……………三一九

国会法の一部を改正する法律

(昭和二十四年十月二十六日法律第二百二十一号)

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条中「各省次官」を「政務次官」に改める。

第四十二条第一項の各号を次のように改める。

- 一 内閣委員会
- 二 人事委員会
- 三 地方行政委員会
- 四 法務委員会
- 五 外務委員会
- 六 大藏委員会
- 七 文部委員会
- 八 厚生委員会
- 九 農林委員会
- 十 水産委員会
- 十一 通商産業委員会
- 十二 運輸委員会

国会法の一部を改正する法律 (一一一一)



- 十三 郵政委員会
- 十四 電気通信委員会
- 十五 労働委員会
- 十六 建設委員会
- 十七 経済安定委員会
- 十八 予算委員会
- 十九 決算委員会
- 二十 議院運営委員会
- 二十一 懲罰委員会
- 二十二 図書館運営委員会

第四十三條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

専門員は、相当額の報酬を受ける。

第七十八條第一項に次の但書を加える。

但し、議院運営委員会の決定があつた場合は、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和二十四年十二月四日  
法律第二百二十二号)

第一條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「少年法(大正十一年法律第四十二号)第六十一條」を「少年法(昭和二十三年法律第四百十八号)第三十一條第一項」に改める。

第二條第一項に次の但書を加える。

但し、失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第三十八條の十二第一項の規定により保険料を納付するときは、この限りでない。

同條第二項中「収入印紙」の下に「及び失業保険法第三十八條の十二第一項に規定する失業保険印紙」を加える。

第三條第一項中「印紙売さばき所において、」の下に「失業保険印紙は、郵政大臣が労働大臣に協議して指定する郵便局において、」を、同條第二項中「収入印紙」の下に「及び失業保険印紙」を加える。

第二條 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中「一般会計」の下に「及び郵政事業特別会計」を加える。

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律 (二二二)



食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律 (二二三)

四

**第三條**

郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十條中「一般会計に繰り入れるものとする。」を「収入印紙及び取引高税印紙に係るものは一般会計に、失業保険印紙に係るものは失業保険特別会計に、それぞれ繰り入れるものとする。」に改める。

**第四條**

厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八條ノ二の次に次の一條を加える。

**第十八條ノ三** 健康勘定ノ積立金ハ健康保険事業経営上ノ財源ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限り同勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

**食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律**

(昭和二十四年十一月七日)  
法律第二百二十三号

食糧の輸入税を免除する法律(昭和二十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。  
本則中「昭和二十四年」を「昭和二十五年」に改め、別表中「三二 茶」及び「一六六 重炭酸曹達」を削る。

附則

この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

**お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律**

(昭和二十四年十一月十四日)  
法律第二百二十四号

**第一條** 郵政省は、くじびきによりお年玉として金品を贈るくじびき番号つきの郵便葉書(以下「お年玉つき郵便葉書」という。)を発行することができる。

2 前項の金品の単價は、二万円をこえてはならず、その総價額は、お年玉つき郵便葉書の発行総額の百分の五に相当する額をこえてはならない。

**第二條** 郵政大臣は、前條の規定により発行するお年玉つき郵便葉書につき、その発行前に、左に掲げる事項を告示しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 売さばき期間
- 三 くじびきの期日
- 四 前條第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前條第一項の金品の支拂又は交付の期日

**第三條** 第一條第一項の金品は、お年玉つき郵便葉書の受取人又はその一般承継人(お年玉つき郵便

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律 (二二四)

五



葉書が配達されなかつたときは、その購入者又はその一般承継人)に、もよりの郵便局において支拂い、又は交付する。

2 前項の支拂又は交付の手続は、郵政省令で定める。

第四條 前條の金品の支拂又は交付を受ける権利は、第二條第五号の支拂又は交付の期日から六箇月間行わないときは、時効によつて消滅する。

第五條 郵政省は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便切手又は郵便葉書(お年玉つき郵便葉書を含む。)を発行することができる。

2 前項の団体は、郵政大臣が、郵政審議会にはかつて指定する。

3 第一項の郵便切手又は郵便葉書には、同項の団体の名称又は記号及び寄附金の額を明確に表示しなければならない。

4 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において第一項の郵便切手又は郵便葉書を購入した者は、その購入によつて郵便切手又は郵便葉書に表示されている額の寄附金をその団体に寄附したものとす。

5 郵政省は、郵便振替貯金の方法により前項の寄附金を取りまとめ、遅滞なく第一項の団体に交付しなければならない。

6 前項の規定により寄附金の交付を受けた団体は、第一項の郵便切手又は郵便葉書の発行及び売さばきのため郵政省において特に要した費用を郵政省に納付しなければならない。

7 前項の費用の額は、郵政省と第一項の団体との協議によつて定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十四年十一月三十日  
法律第二百二十五号)

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八條の次に次の一條を加える。

第八條の二 各議院の役員及び特別委員長は、國會開會中に限り、予算の範囲内で、議會雜費を受ける。但し、日額二百円を超えてはならない。

第十條中「月額七千円」を「月額九千円」に改める。

第十一條の次に次の一條を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十條の改正規定は、昭和二十四年十一月一日から

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律 (二二五)



適用する。

2 議長、副議長及び議員の秘書が昭和二十四年十一月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この法律による給料の内拂とみなす。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律

（昭和二十四年十一月三十日法律第二百二十六号）

第一條 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三條中

静岡大学	静岡県	文理学部	静岡高等商業学校
静岡大学	静岡県	教育学部	静岡第一工業専門学校
静岡大学	静岡県	工学部	静岡第一工業専門学校

を

静岡大学	静岡県	文理学部	静岡高等商業学校
静岡大学	静岡県	教育学部	静岡第一工業専門学校
静岡大学	静岡県	工学部	静岡第一工業専門学校

に改める。

第五條中

岐阜大学	農学部	附属農場、附属演習林
岐阜大学	農学部	附属農場、附属演習林

を

岐阜大学	農学部	附属農場、附属演習林
商船大学	商船学部	船舶運航研究施設

に改める。

附則第十一项中「東京水産大学」の下に「及び商船大学」を加え、「農林大臣」を「それぞれ農林大臣及び運輸大臣」に改める。

附則第十二项中「農林省令」との下に「商船大学にあつては「運輸省令」とそれぞれを加える。

附則第十三项を附則第十五项とし、附則第十二项の次に次の二项を加える。

13 国立学校設置法の一部を改正する等の法律（昭和二十四年法律第二百二十六号）施行の際現に高等商船学校在学する者で昭和二十四年度に入学したものは、商船大学に入学させるものとする。

14 前項の規定により商船大学に入学させた者については、高等商船学校における在学年数は、商船大学における在学年数とみなし、高等商船学校において履修した課程は、商船大学において履修したものとみなす。

別表第一弘前大学の項中「八二五人」を「八二一人」に、同表東北大学の項中「三、九九七人」を「三、九



七七人」に、同表群馬大学の項中「九〇二人」を「八九七人」に、同表信州大学の項中「一、一三三人」を「一、二一九人」に、同表京都大学の項中「三、四五三人」を「三、四一四人」に、同表鳥取大学の項中「八一一人」を「八〇九人」に、同表九州大学の項中「二、九一六人」を「二、八七九人」に、同表中

岐阜大学	四五二人	を	岐阜大学	四五二人	に改める。
商船大学	二六六人		商船大学	二六六人	

別表第四東京医科歯科大学の項中「七四三人」を「七三一人」に改める。

第二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「海務学院」及び「高等商船学校」を削る。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

第三十二條及び第三十三條 削除

第三十六條第一項中「高等商船学校、商船学校及び海員養成所の生徒」を「商船大学、商船学校及び海員養成所の学生及び生徒」に改める。

第三十八條中

「造船技術審議会 運輸大臣の諮問に應じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。」を調査審議すること。

「造船技術審議会 運輸大臣の諮問に應じて造船技術の向上に

関する重要事項を調査審議すること。

船員教育審議会 運輸大臣の諮問に應じて船員教育に関する

重要事項を調査審議すること。

附則第十項を附則第十一項とし、以下一項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の一項を加える。

10 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の規定により設置される商船大学は、昭和二十

五年三月三十一日までは、本省の附属機関として置かれるものとする。

第三條 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第六項第二号中「水産実習、」の下に「商船、商船実習、」を加える。

別表第一備考三中「及び水産」を、「水産及び商船」に改める。

別表第五第一欄中「若しくは水産実習」を、「水産実習若しくは商船実習」に改める。

第四條 中等学校令等の特例に関する件(昭和十六年勅令第千五百五十七号)は、廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

外國爲替特別会計法

(昭和二十四年十二月一日  
法律第二百二十七号)

(設置)

外國爲替特別会計法 (一一七)



**第一條** 外國爲替等（外國爲替、外國通貨及びこれに準ずるもの、金銀地金並びに外國通貨をもつて表示する証券（財産権を証する証書及び帳簿を含む。）及び債権をいう。以下同じ。）の売買及びこれに伴う取引に関する政府の經理を明確にするため、特別會計を設置し、一般會計と区分して經理する。

（管理及び運営）

**第二條** この會計は、外國爲替管理委員会を所轄する内閣總理大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

**2** 内閣總理大臣は、外國爲替管理委員会をしてこの會計の運営を行わしめる。

**第三條** 外國爲替管理委員会は、外國爲替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この會計に属する外國爲替等を外國爲替銀行（外國爲替銀行の臨時措置等に関する政令（昭和二十四年政令第三百五十三号）に規定する外國爲替銀行をいう。）及び外國にある外國銀行で大藏大臣の指定するもの（以下「外國爲替銀行等」と総称する。）に対して預入し、若しくは貸し付け（貸越の契約に基づく場合を含む。以下本項中同じ。）、又はこの會計に属する現金（本邦通貨たる現金をいう。以下同じ。）を外國爲替銀行等に預入し、若しくは貸し付けることができる。

**2** 外國爲替管理委員会は、外國爲替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認めるときは、この會計の負担で外國爲替銀行等から外國爲替等の預入を受け、若しくは借り入れ（借越の契約に基づく場合を含む。）、又は外國爲替手形の引受若しくは外國爲替銀行等の外國爲替等に係る債務の保証をし、又、この會計の負担で外國爲替銀行等から現金の預入を受け、若しくは借越の契約に基づいて借り入れることができる。

**3** 外國爲替管理委員会は、外國爲替等の売買及びこれに伴う取引上必要があるときは、この會計の負担で外國爲替銀行等から外國爲替等の寄託を受け、又は外國爲替銀行等に外國爲替等を寄託することができる。

（資本）

**第四條** この會計においては、この法律施行の際外國爲替資金に属していた資産の額からこれに属していた負債の額を控除した額、第五條の規定により貿易特別會計から繰り入れる金額及び附則第四項の規定によりこの會計に属するものとされる外國爲替等に係る権利義務について権利の額から義務の額を控除した額に相当する金額の合計額を資本とする。

（歳入及び歳出）

**第五條** この會計においては、外國爲替等の売拂代金、貿易特別會計からの繰入金、第三條第一項の規定による現金の貸付金の償還金、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の発行による収入金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、外國爲替等の買取代金、第三條第一項の規定による現金の貸付金、一時借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する経費、第十四條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金、事務取扱費、事務委託費並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。



- 2 第三條第一項の規定による現金の預金及びその拂戻金並びに同條第二項の規定による現金の預り金及びその拂戻金は、この會計の歳入又は歳出とみなして經理するものとする。
- 3 第一項に規定する貿易特別會計からの繰入金は、予算の定めるところにより、同特別會計からの會計の資本に充てるため繰り入れるものとする。

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)

第六條 内閣総理大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 前年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 当該年度の外國爲替等の売買及びこれに伴う取引の計画

(歳入歳出予算の区分)

第七條 この會計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項に規定する書類を

添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第九條 この會計において、毎會計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

(剰余金の繰入)

第十條 この會計において、毎會計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(外國爲替等の價格の改定)

第十一條 この會計において保有する外國爲替等の價格は、毎會計年度三月三十一日において外國爲替相場(外國爲替管理法に基づく外國爲替相場取極に関する命令(昭和十六年大藏省令第七十九号)第一條の規定により大藏大臣が指定する外國爲替相場をいい、金銀地金については物價統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)に規定する統制額とする。)により改定するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十二條 内閣総理大臣は、毎會計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添附しなけ



ればならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

**第十三條** 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

(余裕金の預入並びに一時借入金及び融通証券)

**第十四條** この会計において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

2 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

3 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

5 前項但書の規定による借入金又は融通証券は、一年内に償還しなければならない。

(起債、償還等の事務)

**第十五條** 前條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(國債整理基金特別会計への繰入)

**第十六條** 第十四條の規定による一時借入金、借入金及び融通証券の利子、融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額並びに同條第四項但書の規定による借入金及び融通証券の償還金は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(会計の運営に関する事務の委託)

**第十七條** 外國爲替管理委員会は、この会計の運営に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、外國爲替管理委員会は、外國爲替等の買取及びこれに伴う取引上必要な資金を日本銀行に交付することができる。

3 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支について適用する。

(支出未済額の繰越)

**第十八條** この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。



- 2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならぬ。
- 4 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。  
(金銀地金の取得)

**第十九條** この会計において取得する金銀地金は、外國爲替の取引上必要なものに限る。  
(実施規定)

**第二十條** この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。  
附則

- 1 この法律は、昭和二十四年十二月一日から施行する。
- 2 この法律施行の際、外國爲替資金に属していた資産及び負債は、この会計に帰属するものとする。
- 3 前項の規定によりこの会計に帰属する資産のうち、現金については、この会計の昭和二十四年度の歳入に組み入れ、外國爲替銀行に対する預金については、拂戻の都度この会計の歳入に組み入れるものとする。

4 聯合國最高司令官総司令部の勘定に属する外國爲替等に係る権利義務でその経理を政府に移管されたものについては、政令の定めるところにより、この会計に属するものとして取り扱う。

5 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「米國対日援助物資の取得及び処分並びに外國爲替等(外國爲替、外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証書及び帳簿を含む。))及び債権をいう。以下同じ。))」に對する運用等」を「並びに米國対日援助物資の取得及び処分」に改める。

第二條但書を削る。

第三條中「清算勘定に区分し、且つ、外國爲替等に運用する等のため、この会計に外國爲替資金を置く。」を「清算勘定に区分する。」に改める。

第四條第一項中「この勘定において取得した外國爲替等」の下に「(外國爲替、外國通貨並びに外國通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証書及び帳簿を含む。))及び債権をいう。以下同じ。))」を加え、「外國爲替資金への繰入金」を「外國爲替特別会計への繰入金」に改める。

第五條中「(外國爲替資金の管理に係るものを除く。))」を削る。

第六條の二及び第十條の二を削る。

第十二條第二項第三号から第五号までを削る。

6 外國爲替資金設置の日から同資金廃止の日までの分に係る改正前の貿易特別会計法第十二條第二項第三号から第五号までに規定する書類は、外國爲替特別会計の昭和二十四年度の歳入歳出決算に



添附するものとする。

7 外國爲替資金廃止の際改正前の貿易特別會計法第六條の二第二項の規定により同資金補足のため繰替使用していた國庫余裕金は、第十四條第二項の規定により外國爲替特別會計の負担において借り入れた一時借入金とみなし、当該一時借入金の償還金は、外國爲替特別會計の歳出とする。

8 金、外國通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

(買上を行う會計)

第六條 第一條及び前條の規定による買上は、外國爲替特別會計において行う。

9 外國爲替銀行の臨時措置等に関する政令の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「貿易特別會計法(昭和二十四年法律第四十一号)に規定する外國爲替資金(以下「外國爲替資金」という。)」を「外國爲替特別會計」に、同條第二項及び第十條第一項中「外國爲替資金」を「外國爲替特別會計」に改める。

10 外國爲替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「日本銀行の負担とする。」を「日本銀行の負担とすることができる。」に改める。

### 外國爲替及び外國貿易管理法

(昭和二十四年十二月一日  
法律第二百二十八号)

#### 目次

- 第一章 總則(第一條—第九條)
- 第二章 外國爲替銀行及び兩替商(第十條—第十五條)
- 第三章 外國爲替予算(第十六條—第二十條)
- 第四章 外國爲替の集中(第二十一條—第二十六條)
- 第五章 制限及び禁止
  - 第一節 支拂(第二十七條—第二十九條)
  - 第二節 債權(第三十條)
  - 第三節 証券(第三十一條—第三十五條)
  - 第四節 不動産(第三十六條—第四十一條)
  - 第五節 その他(第四十二條—第四十六條)
- 第六章 外國貿易(第四十七條—第五十五條)
- 第七章 不服の申立及び訴訟(第五十六條—第六十四條)
- 第八章 雜則(第六十五條—第六十九條)
- 第九章 罰則(第七十條—第七十三條)



附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、外國貿易の正常な發展を図り、國際收支の均衡、通貨の安定及び外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外國爲替、外國貿易及びその他の對外取引の管理を行い、もつて國民經濟の復興と發展とに寄與することを目的とする。

(再検討)

第二條 この法律及びこの法律に基く命令の規定は、これらの規定による制限を、その必要の減少に伴い逐次緩和又は廢止する目的をもつて再検討するものとする。

(閣僚審議会)

第三條 内閣に閣僚審議会を設置し、外國爲替予算を作成する責任を負う機関とする。

2 閣僚審議会の組織及び運営は、政令で定める。

(外國爲替管理委員会)

第四條 別に法律で定めるところにより、外國爲替管理委員会を設置する。

(適用範囲)

第五條 この法律は、本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外國においてその法人の財産又は業務についてした行爲にも適用する。本邦内に住所を有する

人又はその代理人、使用人その他の従業者が、外國においてその人の財産又は業務についてした行爲についても、同様とする。

(定義)

第六條 この法律又はこの法律に基く命令の適用を齎一にするため、左に掲げる用語は、左の定義に従うものとする。

- 一 「本邦」とは、本州、北海道、四國、九州及び命令で定めるその附屬の島をいう。
- 二 「外國」とは、本邦以外の地域をいう。
- 三 「本邦通貨」とは、日本円を單位とする通貨をいう。
- 四 「外國通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。
- 五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否にかかわらず、その主たる事務所が外國にある場合においても居住者とみなす。
- 六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
- 七 「支拂手段」とは、銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、爲替手形、郵便爲替、信用狀その他の支拂指図をいう。
- 八 「對外支拂手段」とは、外國通貨その他通貨の單位のいかにかわらず、外國通貨をもつて表示され、又は外國において支拂手段として使用することのできる支拂手段をいう。



- 九 「内國支拂手段」とは、対外支拂手段以外の支拂手段をいう。
- 十 「貴金屬」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金、これらのものの合金の地金並びに金貨及び銀貨（流通していないものに限る。）、取引の対象又は記念品たる硬貨、金メダルその他これらの金屬を主たる材料とする物をいう。
- 十一 「証券」とは、登録されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を興える証券、債券、國庫証券、抵当証券、利潤証券及び類似の証券、利札、配当金受領証並びに利札引換券をいう。
- 十二 「外貨証券」とは、外國において支拂を受けることができる証券又は外國通貨をもつて表示される証券をいう。
- 十三 「債権」とは、定期預金、当座預金、特別当座預金、通知預金、保險証券及び当座勘定残高並びに貸借、入札その他に因り生ずる金錢債権で前各号に掲げられていないものをいう。
- 十四 「外貨債権」とは、外國において又は外貨をもつて支拂を受けることができる債権をいう。
- 十五 「貨物」とは、貴金屬、支拂手段及び証券その他債権を化体する証券以外の動産をいう。
- 十六 「財産」とは、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び前号に規定するものを含む財産をいう。
- 2 居住者又は非居住者の區別が明白でない場合については、大藏大臣の定めるところによる。

(外國爲替相場)

第七條 本邦通貨の基準外國爲替相場は、すべての取引を通じ單一とし、内閣の承認を得て、大藏大臣が定める。

- 2 大藏大臣は、各外國通貨について正しい裁定外國爲替相場を決定し、維持しなければならない。
- 3 外國爲替管理委員会は、大藏大臣の承認を得て、外國爲替管理委員会が外國爲替を売買する相場を定めなければならない。
- 4 外國爲替管理委員会は、大藏大臣の承認を得て、正当な外國爲替取引における外國爲替の売相場及び買相場並びに取扱手数料を定めることができる。
- 5 外國爲替の直物（電信又は一覽拂のものに限る。以下同じ。）取引における売相場及び買相場は、第一項の基準外國爲替相場又は第二項の裁定外國爲替相場から百分の一以上の開きがあつてはならない。
- 6 大藏大臣又は外國爲替管理委員会が第一項から第四項までの規定により基準外國爲替相場、裁定外國爲替相場並びに外國爲替の売相場、買相場及び取扱手数料を定めるときは、何人も、これによらないで取引してはならない。

(通貨の指定)

第八條 この法律により認められる取引は、大藏大臣の指定する通貨により行わなければならない。（取引の非常停止）



**第九條** 主務大臣は、國際經濟の事情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、政令で定める期間内において、この法律の適用を受ける取引を停止することができる。

2 前項の規定による停止は、その停止の時までにこの法律により認められている支拂を不可能とするものではなく、その停止に因る支拂の遅延は、政令で定める期間内に限られるものとする。

**第二章 外國爲替銀行及び兩替商**

(外國爲替銀行)

**第十條** 外國爲替業務を営もうとする銀行は、その営もうとする営業所(本邦法人である銀行の外國にある営業所を含む。以下同じ。)並びに業務の内容を定めて、大藏大臣の認可を受けなければならない。

2 大藏大臣は、当該銀行が十分な國際的信用を得ることが困難であると認める場合又は外國爲替取引を行うに足りる職員を有していないと認める場合には、前項の認可をしてはならない。

3 外國爲替銀行(第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。)は、外國爲替業務を営む営業所を新設し、外國爲替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し、又は外國爲替業務の内容を変更しようとするときは、大藏大臣の許可を受けなければならない。

4 外國爲替銀行は、外國爲替業務を営む営業所の全部又は一部における外國爲替業務を廢止しようとするときは、あらかじめ大藏大臣に届け出なければならない。

(業務上の取極)

**第十一條** 外國爲替銀行は、外國にある銀行その他の金融機関とこの法律の適用を受ける業務を行うための取極を結ぼうとするときは、外國爲替管理委員会の承認を受けなければならない。

(外國爲替銀行の確認義務)

**第十二條** 外國爲替銀行は、この法律の適用を受ける業務について顧客と取引をしようとするときは、当該取引について、その顧客がこの法律の規定により承認等を受けていること又は承認等を受けることを要しないことを確認した後でなければ、その取引をしてはならない。

(制裁)

**第十三條** 大藏大臣は、外國爲替銀行が、この法律、この法律に基く命令若しくは処分違反し、又は違反しようとしたときは、第十條第一項の認可を取り消し、又は一年以内の期間を限り、その違反に係る営業所におけるこの法律の適用を受ける業務を停止し、若しくは当該業務の内容を制限することができる。

(兩替商)

**第十四條** 兩替業務を営もうとする者は、その営もうとする営業所及び業務の内容を定めて、大藏大臣の認可を受けなければならない。

2 第十條第三項及び第四項、第十二條並びに前條の規定は、兩替商(前項の認可を受けた者をいう。以下同じ。)に準用する。



(報告義務)

第十五條 外國爲替銀行又は両替商は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける業務について、政府機関に報告しなければならない。

第三章 外國爲替予算

(外國爲替予算の作成)

第十六條 外國爲替予算は、外國爲替の使用可能量の慎重な予測に基いて、不足の発生に因り債務不履行又は予備費の望ましくない減少に陥ることのないように作成されなければならない。

第十七條 外國爲替予算は、左の各号に掲げる事項を考慮して作成されなければならない。

- 一 通貨の交換又は振替の可能性
- 二 外國貿易その他の取引において通常生ずることのあるべき不特定の需要に即應し得るよう十分な通常予備費を設けること。

第十八條 外國爲替予算を作成する場合には、計算若しくは評價の過誤又は予測できない緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨別に一定の外國爲替使用可能量を非常予備費として設けなければならない。

(外國爲替予算の変更)

第十九條 外國爲替予算の変更は、閣僚審議会により例外的な場合に限り行われる。  
(外國爲替予算の効力)

第二十條 閣僚審議会により外國爲替予算に計上された資金の使用を認める権限を有する政府機関は、閣僚審議会の承認を得ないで、その権限内の外國爲替予算の金額をこえてその使用を認めてはならない。

第四章 外國爲替等の集中

(對外支拂手段等の集中)

第二十一條 居住者たると非居住者たるとを問わず本邦にある者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外國爲替特別会計、日本銀行、外國爲替銀行その他の者に公定價格(公定價格がないときは、時價)を参し、やくして大藏大臣が定める價格で本邦通貨を対價として売却する義務を課せられることがある。

- 一 本邦内にある對外支拂手段
- 二 本邦内にある貴金屬

第二十二條 居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を、特定の場所に若しくは特定の方式により保管若しくは登録し、又は外國爲替特別会計、日本銀行、外國爲替銀行その他の者に公定價格(公定價格がないときは、時價)を参し、やくして大藏大臣が定める價格で本邦通貨を対價として売却する義務を課せられることがある。

- 一 對外支拂手段
- 二 貴金屬



三 外貨債権

四 外貨証券

**第二十三條** 非居住者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を特定の場所に又は特定の方式により保管又は登録する義務を課せられることがある。

- 一 内國支拂手段
- 二 本邦通貨をもつて表示される債権
- 三 本邦通貨をもつて表示される証券

(集中の特例)

**第二十四條** 前三條に基く政令においては、外國爲替銀行、両替商等に対するこれらの規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

**第二十五條** 第二十二條の規定は、本邦人以外の居住者については、同條各号に掲げる財産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとする。

(債権の回收義務)

**第二十六條** 政令で定める場合を除いては、非居住者に対する債権を取得した者は、当該債権の期限の到来又は條件の成就後遅滞なく、これを取り立てなければならない。

2 何人も、当該債権について、その全部若しくは一部を免除し、額面以下の弁済を受け、又は弁済の遅延を黙認することに因り、これを減損してはならない。

**第五章 制限及び禁止**

**第一節 支拂**

(支拂の制限及び禁止)

**第二十七條** この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、本邦において左に掲げる行爲をしてはならない。

- 一 外國へ向けた支拂
- 二 非居住者に対する支拂又は非居住者からの支拂の受領
- 三 非居住者のためにする居住者に対する支拂又は当該支拂の受領
- 四 非居住者との勘定の貸記又は借記

2 前項第二号から第四号までの規定は、左に掲げる行爲については適用しない。

- 一 非居住者の本邦における滞在に伴う生活費又は通常の物品若しくは役務の購入費等の費用を支弁するための本邦通貨による支拂
- 二 非居住者の本邦において認められた内國事業を遂行するための本邦通貨による支拂

**第二十八條** この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外國にある者に対する支拂若しくは利益の提供又は外國にある財産の取得の代償として又はこれらに関連して、本邦において、居住者に対して又は居住者のために支拂をしてはならない。居住者が、外國においてこれら



の行爲をする場合も、同様とする。

**第二十九條** この法律の他の規定又は政令で定める場合を除いては、何人も、外國にある財産の讓渡の代償として又はこれに関連して、本邦において、居住者から又は居住者のために支拂を受けてはならない。居住者が、外國においてこれらの行爲をする場合も、同様とする。

**第二節 債権**

(債権に関する制限及び禁止)

**第三十條** 政令で定める場合を除いては、何人も、左に掲げる債権の発生、変更、弁済、消滅、直接又は間接の移轉その他の処分当事者となつてはならない。

- 一 非居住者間の本邦通貨をもつて表示される債権
- 二 居住者間の外貨債権
- 三 居住者と非居住者間の債権

**第三節 証券**

(本邦内にある証券)

**第三十一條** 大藏省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、何人も、本邦内にある証券について売買、贈與、交換、貸借、寄託、質入若しくは移轉をし、又は当該証券に係る権利を移轉してはならない。

2 前項の規定は、本邦証券の居住者間の取引については適用しない。

(外國にある証券)

**第三十二條** 大藏省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、居住者は、外國にある証券について売買、贈與、交換、貸借、寄託、質入若しくは移轉をし、又は当該証券に係る権利を移轉してはならない。

2 前項の規定は、本邦人以外の居住者については、その者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得した証券に限り、適用があるものとする。

(証券の保管)

**第三十三條** 居住者のために本邦において本邦証券を保管する場合又は非居住者間の取極により非居住者のために外國において外貨証券を保管する場合を除いては、何人も、証券の保管に関する取極の当事者となつてはならない。但し、大藏省令で定めるところにより許可を受けた場合は、この限りでない。

(証券の発行又は募集)

**第三十四條** 大藏省令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行爲をしてはならない。

- 一 居住者たると非居住者たるとを問はず、本邦通貨で支拂われる証券を外國で発行又は募集すること。
- 二 居住者が外國で証券を発行又は募集すること。



三 非居住者が本邦で外貨証券を発行又は募集すること。  
(証券の應募)

第三十五條 政令で定めるところにより認められ、又は許可を受けた場合を除いては、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 居住者が外貨証券に應募すること。
- 二 非居住者が本邦証券に應募すること。

第四節 不動産

(外國にある不動産)

第三十六條 大藏省令で定める場合を除いては、居住者は、外國にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第三十七條 大藏省令で定める場合を除いては、居住者は、外國にある自己の不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(本邦内にある不動産)

第三十八條 政令で定める場合を除いては、居住者は、非居住者のために本邦内にある不動産又はこれに関する権利を処分してはならない。

第三十九條 政令で定める場合を除いては、非居住者は、他の非居住者から本邦内にある不動産又はこれに関する権利を取得してはならない。

第四十條 政令で定める場合を除いては、非居住者は、本邦内にある不動産を処分し、又はこれに関する権利を放棄し、若しくは他に提供してはならない。

(特例)

第四十一條 第三十六條及び第三十七條の規定は、本邦人以外の居住者については、これらの規定に定める不動産のうちその者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定の適用を受ける取引に因り取得したものに限り、適用があるものとする。

第五節 その他

(役務)

第四十二條 政令で定める場合を除いては、何人も、この法律の適用を受ける支拂、決済その他の取引を伴う役務に関する契約をしてはならない。

第四十三條 政令で定める場合を除いては、居住者は、この法律の規定に従つて相当の対價の支拂を受けずに、非居住者に役務を提供してはならない。

第四十四條 前二條の規定の適用を受ける者は、政令で定めるところにより、主務の政府機関の事前の承認を受け、又は当該政府機関に対して相当の対價の支拂を受けることを立証する義務を課せられることがある。

(支拂手段等の輸出入)

第四十五條 政令で定める場合を除いては、何人も、支拂手段、貴金屬、証券又は債権を化体する書



類を輸出又は輸入してはならない。

**第四十六條** 前條に基く政令においては、本邦に入國し、又は本邦から出國する者に対する同條の規定の適用の方法及び程度を定めなければならない。

**第六章 外國貿易**

(輸出の原則)

**第四十七條** 貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

(輸出の承認)

**第四十八條** 特定の種類の貨物を輸出しようとする者又は特定の取引若しくは支拂の方法により貨物を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受ける義務を課せられることがある。

2 前項の政令による制限は、國際收支の均衡の維持並びに外國貿易及び國民經濟の健全な發展に必要な範圍をこえてはならない。

(支拂方法の証明)

**第四十九條** 通商産業大臣は、命令で定めるところにより、貨物を輸出しようとする者に対して、貨物の代金の支拂が政令で定める方法によつて行われる旨の十分な証明を求めることができる。

(輸出取引の公正)

**第五十條** 貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向國における不公正な競争の禁止に関する法令を十分考慮した上で輸出しなければならない。

(船積の非常差止)

**第五十一條** 通商産業大臣は、特に緊急の必要があるときは、命令で定めるところにより、一月以内の期間を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

(輸入の承認)

**第五十二條** 外國爲替予算の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸入を図るため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

(制裁)

**第五十三條** 通商産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反した者に対して、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

(税関長に対する指揮監督等)

**第五十四條** 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

2 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律に基く権限の一部を税関長に委任することができる。



(担保の提供)

**第五十五條** 貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該輸入の実行を保証するために、保証金、証券その他の担保を提供する義務を課せられることがある。

2 貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたときは、政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保物を國庫に帰属させることができる。

第七章 不服の申立及び訴訟

(不服の申立)

**第五十六條** この法律又はこの法律に基く命令の規定による政府機関の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、当該政府機関に不服の申立をすることができる。

(聴聞)

**第五十七條** 政府機関は、前條の規定による不服の申立を受理したときは、当該申立をした者に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(決定)

**第五十八條** 当該政府機関は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をし

た者及び利害関係人に送付しなければならない。

(手続規定)

**第五十九條** 不服の申立、予告、聴聞及び決定の手続について必要な事項は、政令で定める。

(訴訟)

**第六十條** この章の規定による政府機関の決定に不服のある者は、次條で定めるところにより裁判所に出訴することができる。

**第六十一條** この法律の規定による当該政府機関の決定に係る訴訟は、被告である政府機関の所在地の地方裁判所の管轄とする。

2 訴の提起は、政府機関の決定があつた後三十日以内に裁判所に対してしなければならない。

3 訴を提起した者は、訴状の写を、当該政府機関及び当該聴聞に參與した利害関係人に送付するものとする。

**第六十二條** 当該政府機関は、訴状の送達があつた時から三十日（裁判所が期間の延長を認めるときは、その期間）以内に当該訴に係る聴聞及び決定の一切の記録の正本又は証明のある複本を当該裁判所に送付しなければならない。その記録は、訴を提起した者、第五十八條の規定により決定の送付を受けた者及び政府機関の合意があつたときは、簡略にすることができる。

**第六十三條** 審理は、記録に記載された事実の範囲に限定されなければならない。但し、裁判所は、記録に記載されない当該政府機関の手続の違法を立証する証拠を採用することができる。



**第六十四條**

裁判所は、当該政府機関の決定を容認し、若しくは更に聽聞を行わせるため事件を政府機関に差し戻し、又は当該政府機関の決定が左の各号に掲げる場合の一に該当するため原告の實質的権利が侵害されたと認める場合においてその決定を取り消し、若しくは変更することができる。

- 一 憲法の條項に違反しているとき。
- 二 政府機関の法令による権限をこえているとき。
- 三 手続に違法があるとき。
- 四 前各号の外法令の適用に誤があるとき。
- 五 適法且つ實質的な証拠がないとき。
- 六 裁判所による新たな審理の結果、決定の理由となつた事実が著しく不当であるとき。

**第八章 雜則**

(公正取引委員会の権限)

**第六十五條**

この法律のいかなる條項も、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の適用又はこれらの法律に基き公正取引委員会がいかなる立場において行使する権限をも排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(政府機関の行爲)

**第六十六條**

この法律又はこの法律に基く命令の規定中政府機関又は外國爲替銀行の許可、承認その他の処分を要する旨を定めるものは、政府機関が当該許可、承認その他の処分を要する行爲をする場合については、政令で定めるところにより、これを適用しない。

(報告義務)

**第六十七條**

この法律に規定するものの外、主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、この法律の適用を受ける取引を行う者又は關係人から報告を徴することができる。

(立入検査)

**第六十八條**

主務の政府機関は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外國爲替銀行又は兩替商の營業所又は事務所にその營業時間中に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は關係人に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、關係人に呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の一部委任)

**第六十九條**

主務の政府機関は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を日本銀行又は外國爲替銀行をして取り扱わせることができる。



2 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合においては、その事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。

3 第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外國爲替銀行の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九章 罰則

第七十條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、当該違反行爲の目的物の價格の三倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該價格の三倍以下とする。

一 外國爲替の直物取引における売相場又は買相場を定めない場合において、第七條第五項の規定に違反し、外國爲替の直物取引をした者

二 第七條第六項の規定に違反した者

三 第八條の規定に違反した者

四 第十條第一項の規定による認可を受けずに外國爲替業務を営んだ者

五 第十三條(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定による停止又は制限に違反した者

六 第十四條第一項の規定による認可を受けずに両替業務を営んだ者(外國爲替銀行を除く。)

七 第二十六條第一項又は第二項の規定に違反した者

八 第二十七條第一項の規定に違反した者

九 第二十八條の規定に違反した者

十 第二十九條の規定に違反した者

十一 第三十條の規定に違反した者

十二 第三十一條第一項の規定に違反した者

十三 第三十二條第一項の規定に違反した者

十四 第三十六條の規定に違反した者

十五 第三十七條の規定に違反した者

十六 第三十八條の規定に違反した者

十七 第三十九條の規定に違反した者

十八 第四十條の規定に違反した者

十九 第四十五條の規定に違反した者

二十 第五十一條の規定に違反した者

二十一 第五十三條の規定による輸出又は輸入の禁止に違反した者

二十二 第九條、第二十一條から第二十三條まで、第四十八條又は第五十二條の規定に基く命令の規定に違反した者

第七十一條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又は



これを併科する。

- 一 第十條第三項又は第十四條第二項において準用する第十條第三項の規定による許可を受けないで、外國爲替業務若しくは兩替業務を営む營業所を新設し、外國爲替業務若しくは兩替業務を営む營業所の名称若しくは位置を変更し、又は外國爲替業務若しくは兩替業務の内容を変更した者
- 二 第三十三條の規定に違反した者
- 三 第三十四條の規定に違反した者
- 四 第三十五條の規定に違反した者
- 五 第四十二條の規定に違反した者
- 六 第四十三條の規定に違反した者
- 七 第四十四條の規定に基く政令の規定に違反して事前の承認を受けなかつた者

**第七十二條**

左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第四項又は第十四條第二項において準用する第十條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外國爲替業務又は兩替業務を廢止した者
- 二 第十一條の規定による承認を受けないで、同條に規定する取極を結んだ者
- 三 第十二條又は第十四條第二項において準用する第十二條の規定に違反した者
- 四 第十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第四十四條の規定に基く命令の規定に違反して立証をせず、又は虚偽の立証をした者

- 六 第四十九條の規定に基く命令に違反して十分証明をせず、又は虚偽の証明をした者
  - 七 第六十七條の規定に基く命令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 八 第六十八條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - 九 第六十八條の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者
- 第七十三條** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

**附則**

- 1 この法律の施行期日は、各規定につき政令で定める。但し、その期日は、昭和二十五年三月三十一日後であつてはならない。
- 2 左に掲げる法令は、廢止する。  
外國爲替管理法(昭和十六年法律第八十三号)  
金、銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件(昭和二十年勅令第五百七十八号)  
外國爲替管理法の罰則の特例に関する件(昭和二十年勅令第六百十五号)  
貿易等臨時措置令(昭和二十一年勅令第三百二十八号)  
財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令(昭和二十四年政令第九十九号)



外國爲替銀行の臨時措置等に関する政令(昭和二十四年政令第三百五十三号)

3 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、前項に掲げる法令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

4 第二項に掲げる法令の廃止に関し必要な事項については、政令で定める。

### 外國爲替管理委員会設置法

(昭和二十四年十二月一日  
法律第二百二十九号)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、外國爲替管理委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三條第二項の規定に基づいて、總理府の外局として、外國爲替管理委員会(以下委員会という。)を設置する。

(所掌事務)

第三條 委員会は、國民經濟の進歩とその健全な發展を助長するために、本邦の外國爲替資金の適切且つ正当な使用を確保することを目的として、左に掲げる事務をつかさどる。

一 外國爲替特別会計を運営すること。

二 外國爲替予算について、その定められた限度及び條件が守られるようにすること。

三 關係行政機關の用に供するため、外國爲替及び外國貿易に関する取引について完全な記録を保持すること。

四 外國爲替取引の数量及び内容並びに國民經濟の復興に及ぼす効果に関する報告を、定期的(少くとも毎四半期)に、内閣總理大臣に提出すること。

五 外國爲替に関する政策について、内閣總理大臣及び關係行政機關に勧告すること。  
(権限)

### 第四條

委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行爲をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

四 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

五 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

六 委員会の公印を制定すること。

七 所掌事務に関し、報告を徴すること。

八 外國爲替取引の手續を定め、及びその所掌に属する事項について外國貿易取引の手續に關し同意を與えること。



- 九 外貨資金の外國爲替特別会計への集中制度に関する手続を定め、当該制度を運営し、及び外國爲替特別会計の資金を運用すること。
- 十 外國爲替予算に定められた制限及び條件の範囲内で、外貨資金の取得及び使用に関して、外國爲替銀行を監督すること。
- 十一 対外取引の決裁條件を定めること。
- 十二 前各号に掲げるものの外、法律(これに基く命令を含む。)に基き委員会に属させられた権限。

(組織並びに委員長及び委員の任命)

**第五條** 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、外國爲替及び外國貿易に関し優れた経験と識見を有する者のうちから、兩議院の同意を得て、内閣総理大臣が命ずる。

3 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、國會の閉会又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、外國爲替及び外國貿易に関し優れた経験と識見を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の國會で兩議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、兩議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免

免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

**第六條** 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(委員長及び委員の身分保障)

**第七條** 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 禁こ以上の刑に処せられたとき。

四 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと内閣総理大臣が認めたととき。

五 職務上の義務に違反し、その他委員長又は委員に適しない非行があると内閣総理大臣が認めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合には、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)



**第八條** 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(議事)

**第九條** 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員長及び委員の給與)

**第十條** 委員長及び委員の給與は、別に法律で定める。

(委員長及び委員の特定行為の禁止)

**第十一條** 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 國會若しくは地方公共団体の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をする事。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

(規則の制定)

**第十二條** 委員会は、その所掌に属する事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、外國爲替管理委員会規則を制定することができる。

(事務局)

**第十三條** 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

(管理部)

**第十四條** 事務局に管理部を置く。

2 管理部においては、事務局の所掌事務のうち、外國爲替特別会計の運営に関する事務をつかさどる。

(関西事務所)

**第十五條** 事務局に関西事務所を置く。

2 関西事務所は、大阪市に置く。

3 関西事務所は、事務局の所掌事務について、関西地方における所要の連絡事務をつかさどる。

4 関西事務所の内部組織は、外國爲替管理委員会規則で定める。

(法律顧問)

**第十六條** 委員会に法律顧問を置く。

2 法律顧問は、委員会の所掌に属する事項に関する法律問題を処理する。

3 法律顧問は、非常勤とし、その給與その他必要な事項は、政令で定める。  
(事務所の位置)

**第十七條** 委員会は、その事務所を日本銀行の本店又は支店に置く。



(日本銀行による事務の取扱)

第十八條 委員会は、日本銀行をして、委員会の指示するところに従い、その事務の一部を取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、当該事務の取扱に要する経費は、日本銀行の負担とすることができる。  
(秘密を守る義務)

第十九條 委員長、委員、前條第一項の規定により事務を取り扱う日本銀行の職員及びこれらの職にあつた者は、その職務の執行に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(事務局の職員)

第二十條 事務局に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

2 事務局に置かれる職員のうち会計及び統計に関する専門家は、事務局局員として、非常勤の職員とすることができる。

(定員)

第二十一條 事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(罰則)

第二十二條 第十九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

### 附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 外國爲替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)及び外國爲替管理委員会の委員の任期満了等の場合の措置に関する政令(昭和二十四年政令第三百三十三号)は、廢止する。
- 3 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、旧外國爲替管理委員会令は、なおその効力を有する。
- 4 旧外國爲替管理委員会令に基く機関及び職員は、第二項の規定にかかわらず、この法律に基く相當の機関及び職員となり、同一性をもつて存続する。この場合において、この法律施行の際現に委員長又は委員である者の任期は、第六條第一項の規定にかかわらず、旧外國爲替管理委員会令の規定により残存する任期とする。
- 5 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十八條の外國爲替管理委員会の項中「外國爲替管理委員会令(昭和二十四年政令第五十三号)」を「外國爲替管理委員会設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)」に改める。

### 未復員者給與法の一部を改正する法律

(昭和二十四年十二月一日法律第二百三十号)

未復員者給與法(昭和二十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。  
第四條第二項に次の但書を加える。

未復員者給與法の一部を改正する法律 (二三〇)



住宅営團法を廃止する等の法律 (二三一)

五四

但し、満十八歳未満の子のうち一人については、六百円とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年十一月一日から適用する。

### 住宅営團法を廃止する等の法律

(昭和二十四年十二月一日  
法律第二百三十一号)

**第一條** 住宅営團法(昭和十六年法律第四十六号)は、昭和二十六年四月一日又は閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)第十九條の四の規定により特殊清算人が同令第一條に規定する閉鎖機関として指定されている住宅営團(以下「閉鎖機関住宅営團」という。)につき特殊清算結了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

**第二條** 閉鎖機関住宅営團は、閉鎖機関令の定めるところにより清算を行うに必要な範囲以外のいかなる業務も行ふことができない。

**第三條** この法律施行後は、住宅営團法に基き、住宅営團を設立してはならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 産業設備営團法及び交易営團法を廃止する等の法律

(昭和二十四年十二月一日  
法律第二百三十二号)

**第一條** 産業設備営團法(昭和十六年法律第九十二号)は、昭和二十七年十二月三十一日又は閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)第十九條の四の規定により特殊清算人が産業設備営團につき特殊清算結了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

**第二條** 交易営團法(昭和十八年法律第二十六号)は、昭和二十六年六月三十日又は閉鎖機関令第十九條の四の規定により特殊清算人が交易営團につき特殊清算結了の登記をした日のいずれか早い時に、その効力を失う。

**第三條** 産業設備営團及び交易営團は、閉鎖機関令第八條の二第一項に規定する特殊清算を行うのに必要な範囲以外のいかなる業務も行ふことができない。

**第四條** この法律施行後は、産業設備営團法又は交易営團法に基き、新たに産業設備営團又は交易営團を設立してはならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 交易営團解散令(昭和二十一年勅令第三百三十号)は、廃止する。

産業設備営團法及び交易営團法を廃止する等の法律 (二三二)

五五



帝國石油株式会社法の一部を改正する法律（二三三）  
帝國燃料興業株式会社法を廃止する法律（二三四）  
帝國鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律（二三五）

五六

帝國石油株式会社法の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月一日）  
法律第二百三十三号

帝國石油株式会社法（昭和十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條及第三條 削除

附則

この法律は、公布の日から施行する。

帝國燃料興業株式会社法を廃止する法律

（昭和二十四年十二月一日）  
法律第二百三十四号

帝國燃料興業株式会社法（昭和十二年法律第五十三号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。  
第六條第一項第十一号中「燃料興業債券、」を削る。

帝國鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月一日）  
法律第二百三十五号

帝國鋳業開発株式会社法（昭和十四年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 削除

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月一日）  
法律第二百三十六号

日本製鉄株式会社法（昭和八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則

この法律は、公布の日から施行する。

船舶法の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月一日）  
法律第二百三十七号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一條を加える。

第五條ノ二 日本船舶ノ所有者ハ主務大臣ノ定ムル期日マデニ船舶國籍証書ヲ其船舶ノ船籍港ヲ管轄  
スル管海官廳（其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海官廳）ニ提

日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律（二三六）  
船舶法の一部を改正する法律（二三七）

五七



出シ其檢認ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ期日ハ船舶國籍證書ノ交付ヲ受ケタル日又ハ船舶國籍證書ニ付前回ノ檢認ヲ受ケタル日ヨリ  
総噸數百噸以上ノ鋼製船舶ニ在リテハ四年ヲ総噸數百噸未滿ノ鋼製船舶ニ在リテハ二年ヲ木製船舶  
ニ在リテハ一年ヲ経過シタル後タルコトヲ要ス

船舶ガ外國ニ在ル場合其他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ定ムル期日  
マデニ船舶國籍證書ヲ提出スルコトヲ得ザル場合ニ於テ其期日マデニ其船舶ノ所有者ヨリ理由ヲ具  
シテ申請アリタルトキハ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ハ提出期日ノ延期ヲ認ムルコトヲ得延期セラレ  
タル期日マデニ提出スルコトヲ得ザル場合亦同ジ

日本船舶ノ所有者ガ第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ定ムル期日又ハ前項ノ規定ニ依リ延期セラレタ  
ル期日マデニ船舶國籍證書ヲ提出セザルトキハ船舶國籍證書ハ其効力ヲ失フ此場合ニ於テ船籍港ヲ  
管轄スル管海官廳ハ船舶原簿ニ付職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス  
第六條の次に次の一條を加える。

**第六條ノ二** 第五條第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ爲シタル船舶ニ付所有者ノ変更アリタルトキハ新所有  
者ハ船舶國籍證書ノ書換ノ申請ヲ爲シタル後ニ非ザレバ其船舶ヲ航行セシムルコトヲ得ズ但其事實  
ヲ知ルニ至ルマデノ間及其事實ヲ知リタル日ヨリ二週間内ハ此限ニ在ラズ  
第二十條中「前十六條」を「第四條乃至前條」に改める。  
第二十二條を次のように改める。

**第二十二條** 日本船舶ニ非ズシテ國籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ國旗ヲ掲ゲ又ハ日本船舶ノ船舶國籍証  
書若クハ仮船舶國籍證書ヲ以テ航行シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処  
ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ沒收スルコトヲ得  
前項ノ規定ハ船舶ガ捕獲ヲ避ケントスル目的ヲ以テ日本ノ國旗ヲ掲ゲタルトキハ之ヲ適用セズ  
日本船舶ガ國籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ國旗以外ノ旗章ヲ掲ゲタルトキ亦前二項ニ同ジ  
第二十二條の次に次の一條を加える。

**第二十二條ノ二** 船長ガ当該官吏吏員ノ臨檢ニ際シ之ニ呈示スル目的ヲ以テ他ノ船舶ノ船舶國籍證書  
又ハ仮船舶國籍證書ヲ船内ニ備置キ其船舶ヲ航行セシメタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ十万  
円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ沒收スルコトヲ得  
第二十三條を次のように改める。

**第二十三條** 第三條、第六條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ十  
万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ沒收スルコトヲ得  
第二十五條を次のように改める。

**第二十五條 削除**  
第二十六條及び第二十七條中「五千元」を「五万円」に改める。  
第二十七條ノ二中「千円」を「三万円」に改める。

附則



家畜傳染病予防法の一部を改正する法律（二三八）  
大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんの  
ための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律（二三九）

六〇

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第五條ノ二第一項の規定によりこの法律施行後最初に受けるべき検認の期日については、同條第二項の規定は、適用しない。

### 家畜傳染病予防法の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月三日）  
法律第二百三十八号

家畜傳染病予防法（大正十一年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。  
第二十四條第一項中「三万円」を「九万円」に改める。

#### 附則

- 1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に第二十四條第一項各号の一に該当した家畜又は物品について、その所有者に対し交付する手当金については、なお従前の例による。

### 大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月六日）  
法律第二百三十九号

大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計か

らする繰入金に関する法律（昭和二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「八億五千六十八万八千円」を「十二億九千百三十五万二千円」に改める。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律

（昭和二十四年十二月六日）  
法律第二百四十号

- 1 政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするために、昭和二十四年度において、一般会計から四億千二百七十一万七千円を限り、この会計に繰入金をすることができ。
- 2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 通運事業法

（昭和二十四年十二月七日）  
法律第二百四十一号

#### 目次

#### 第一章 総則（第一條—第三條）

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計  
から繰入金に関する法律（二四〇） 通運事業法（二四一）



- 第二章 通運事業(第四條—第二十七條)
- 第三章 通運計算事業(第二十八條—第三十二條)
- 第四章 雜則(第三十三條—第三十七條)
- 第五章 罰則(第三十八條—第四十一條)

附則

### 第一章 總則

(この法律の目的)

**第一條** この法律は、通運に関する秩序の確立、通運事業における公正な競争の確保及び通運事業の健全な発達並びに鉄道による物品運送の効率の向上を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

**第二條** この法律で、「通運」とは、他人の需用に應じてする左に掲げる行爲をいう。

- 一 自己の名をもつてする鉄道(軌道及び日本國有鉄道の經營する航路を含む。以下同じ。)による物品運送の取次又は運送物品の鉄道からの受取
- 二 鉄道により運送される物品の他人の名をもつてする鉄道への託送又は鉄道からの受取
- 三 鉄道により運送される物品の集貨又は配達(海上におけるものを除く。)
- 四 鉄道により運送される物品の鉄道の車両(日本國有鉄道の經營する航路の船舶を含む。)への積込又は取卸

五 鉄道を利用してする物品の運送

2 この法律で、「通運事業」とは、営利を目的としないことを問わず、通運を行う事業(國の行う郵便の事業を除く。)をいう。

**第三條** この法律で、「通運計算」とは、通運事業者の需用に應じて、通運から生ずる通運事業者間の債権債務の決済又は債権の取立をすることをいう。

2 この法律で、「通運計算事業」とは、営利を目的としないことを問わず、通運計算を行う事業をいう。

### 第二章 通運事業

(免許)

**第四條** 通運事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 通運事業の免許は、取扱駅及び第二條第一項各号の種別について行う。

3 通運事業の免許は、荷主、取扱物品の種類又は作業場所を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる。

(免許申請)

**第五條** 通運事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。



- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事業の経営上使用する記号
- 三 取扱駅

四 第二條第一項各号の種別

- 2 業務の範囲を限定する免許を受けようとする者は、申請書に前項に掲げる事項の外、荷主、取扱物品の種類又は作業場所その他業務の範囲をあわせて記載しなければならぬ。
- 3 申請書には、事業の施設、事業收支見積その他省令で定める事項を記載した事業計画を添附しなければならぬ。
- 4 運輸大臣は、通運事業の免許を申請した者に対し、前各項に規定するものの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第六條 運輸大臣は、前條に規定する申請書を受理したときは、左の基準によつて、これを審査しなければならぬ。

- 一 当該事業の開始が一般の需要に適合するものであること。
- 二 当該事業の開始が公衆の利便を増進するものであること。
- 三 当該申請に係る事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 四 当該事業の開始が鉄道による物品運送の効率の向上に資するものであること。

2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が、同項の基準に適合していると認めるときは、左の場合を除いて、通運事業の免許をしなければならぬ。

- 一 免許を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁この刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- 二 免許を受けようとする者が免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。
- 三 免許を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前二号の一に該当する者であるとき。

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第七條 通運事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通運事業を行う法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、通運事業を經營する法人と通運事業を經營しない法人が合併する場合において、通運事業を經營する法人が存続するときは、この限りでない。

3 通運事業を經營する法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基づく権利義務を承継する。

4 前條の規定は、第一項又は第二項の認可について準用する。

(相続)



**第八條** 通運事業の免許を受けた者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた通運事業を引き続き経営しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に前項の認可の申請をした場合においては、その認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受けるまでは、第四條第一項の規定にかかわらず通運事業を經營することができる。

3 第六條の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者及び第二項の規定により通運事業を經營する者は、通運事業の免許を受けた者とみなす。

(名義の利用及び事業の貸借等)

**第九條** 通運事業の免許を受けた者(以下「通運事業者」という。)は、その名義を他人に通運事業のため利用させてはならない。

2 通運事業者は、事業の貸借その他如何なる方法をもつてするかを問わず、通運事業を他人に經營させてはならない。

(事業の管理)

**第十條** 通運事業者の通運事業の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可の申請を受理した場合において、当該申請が左の基準に適合していると

認めるときは、これを許可しなければならない。

- 一 当該事業を継続して運営するために必要であること。
- 二 受託者が当該事業を管理するのに適している者であること。

(事業の休止及び廃止)

**第十一條** 通運事業者は、通運事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可の申請があつたときは、その休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、これを許可しなければならない。

(事業計画の変更)

**第十二條** 通運事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、次條の規定による運輸大臣の認可を受けた場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請を受理した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。

- 一 事業計画の変更が公衆の利便を害するおそれがないものであること。
- 二 事業計画の変更によつて通運が一般の需要と著しく不均衡となるおそれがないものであること。



三 事業計画の変更が鉄道による物品運送の効率を著しく低下させるおそれがないものであること。

(自動車の新規使用)

第十三條 通運事業のために自動車を使用していない通運事業者が、通運事業のために新たに自動車を使用しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の認可の申請を受理した場合において、当該申請が左の基準に適合していると認めるときは、これを認可しなければならない。

一 使用しようとする自動車の供給輸送力が、当該事業に対する物品の集貨配達の需要と均衡のとれたものであること。

二 自動車を使用的ことが当該事業の能率的な運営を図るため必要であること。

(事業の停止及び免許の取消)

第十四條 運輸大臣は、通運事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分、第四條第三項の規定による業務の範囲の限定又は免許、許可若しくは認可に附した條件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

(貨物自動車運送事業者の特則)

第十五條 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)第十條に規定する貨物自動車運送事業の免許を有する者は、運輸大臣が取扱駅を指定したときは、第四條第一項、第九條、第十條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十條から第二十二條まで、第二十六條及び第二十七條の規定の適用については、第二條第一項第三号の行爲を行う事業について通運事業の免許を受けた者とみなす。

(免許の失効)

第十六條 左の場合には、通運事業の免許は、当該範囲について、その効力を失う。

一 取扱駅が物品運送の営業を廃止したとき。

二 取扱物品の種類を限定した通運事業の免許を受けた場合において、取扱駅がその物品の運送の営業を廃止したとき。

三 事業の廃止の許可を受けたとき。

(通運引受義務)

第十七條 通運事業者は、左の場合を除いては、通運の引受を拒絶してはならない。

一 当該通運の申込が第二十一條の規定により認可を受けた通運約款によらないものであるとき。

二 委託者が第十九條第一項の規定による明告をせず、又は同條第二項の規定による点検の同意を與えないとき。

三 当該通運に關し委託者から特別の負担を求められたとき。

四 当該通運が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。



五 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(通運順序)

第十八條 通運事業者は、通運の申込を受けた順序により、物品を鉄道に託送しなければならない。

但し、鉄道の輸送上の事由その他正当な事由があるときは、この限りでない。

(物品の種類及び性質の確認)

第十九條 通運事業者は、通運の申込があつたときは、その物品の種類及び性質を明告することを委託者に求めることができる。

2 通運事業者は、前項の場合において、物品の種類及び性質につき委託者が告げたことに疑があるときは、委託者の同意を得て、その立会の上で、これを点検することができる。

3 通運事業者は、前項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者の明告したところと異ならないときは、これがため生じた損害の賠償をしなければならない。

4 通運事業者が第二項の規定により点検をした場合において、物品の種類及び性質が委託者の明告したところと異なるときは、委託者は、点検に要した費用を負担しなければならない。

(運賃及び料金)

第二十條 通運事業者は、通運事業の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 能率的な経営の下における適正な原價を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 運賃及び料金は、集貨、配達、取扱、積込、取卸その他業務の種類別について定額をもつて明確に定められなければならない。

(通運約款)

第二十一條 通運事業者は、通運約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも物品の受取及び引渡、運賃及び料金の收受並びに通運事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(運賃、料金及び通運約款の揭示)

第二十二條 通運事業者は、運賃、料金及び通運約款を事務所その他の事業場において公衆の見易い箇所に揭示しなければならない。

(引渡不能の物品の寄託)

第二十三條 通運事業者は、その責に帰すべからざる事由により物品の引渡をすることができなるときは、荷主の費用をもつて、これを倉庫営業者に寄託することができる。



- 2 通運事業者は、前項の規定により物品を寄託したときは、遅滞なくその旨を荷主に通知しなければならぬ。
- 3 通運事業者は、第一項の規定により物品を寄託した場合において倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて物品の引渡に代えることができる。
- 4 通運事業者は、第一項の費用の弁済を受けるまで、倉庫証券を留置することができる。

(引渡不能の物品の競売)

- 第二十四條 通運事業者は、委託者及び物品の引渡を受くべき者が知れない場合において、省令で定める手続により公告をした後三箇月を経過してもなおその権利者を知ることができないときは、その物品を競売することができる。但し、損敗し易い物品は、公告をした後三箇月以内でも競売することができる。
- 2 通運事業者は、物品の引渡を受くべき者が知れない場合において、委託者に対し相当の期間を定めその物品の処分につき指図をすべきことを催告しても委託者がその指図をしないときは、その物品を競売することができる。但し、損敗し易い物品は、催告しなくても競売することができる。
- 3 通運事業者は、物品の引渡を受くべき者が物品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合において、相当の期間を定めて物品の受取を催告し、その期間経過後更に委託者に対し相当の期間を定めてその物品の処分につき指図をすべきことを催告しても委託者がその指図をしないときは、その物品を競売することができる。但し、損敗し易い物品は、催告しなくても競売することができる。

ができる。

- 4 通運事業者は、第二項の規定により競売をしたときは委託者に、前項の規定により競売をしたときは委託者及び物品の引渡を受くべき者に、遅滞なくその旨の通知を発しなければならぬ。
- 5 通運事業者は、第一項から第三項までの規定により競売をしたときは、その代價を供託しなければならぬ。但し、その全部又は一部を運賃、料金、立替金又は保管、公告、催告若しくは競売に要した費用に充当することができる。

(会計)

- 第二十五條 通運事業者は、省令で定める様式の帳簿書類によりその会計を処理しなければならぬ。

(事業改善の命令)

- 第二十六條 運輸大臣は、通運事業者の事業について公衆の利便を阻害している事実があると認めるときは、通運事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画を変更すること。
- 二 運賃、料金又は通運約款を変更すること。

(附帯業務)

- 第二十七條 第二十條から第二十二條まで及び前條の規定は、通運事業者が通運事業に附帯して行う物品の荷造、保管及び仕分、代金の取立及び立替その他通常通運事業に附帯する業務について準用



する。

### 第三章 通運計算事業

(認可)

**第二十八條** 通運計算事業を經營しようとする者は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 第五條第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項の規定は、前項の認可を申請する場合に、第六條の規定は、運輸大臣が前項の認可をする場合に準用する。

(通運計算事業の運営)

**第二十九條** 第七條から第十二條まで、第十四條、第十六條第三号、第二十條、第二十五條及び第二十六條の規定は、通運計算事業に準用する。

(通運計算規程)

**第三十條** 通運計算事業の認可を受けた者(以下「通運計算事業者」という。)は、通運計算規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 公正且つ迅速な通運計算を確保し得るものであること。
- 二 通運事業者に不当な負担を課するものでないものであること。
- 三 少くとも通運計算に関する契約の締結及び解除、通運計算の方式、通運計算の停止、計算料の

收受並びに通運計算事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(通運計算に関する契約の締結)

**第三十一條** 通運計算事業者は、通運事業者が通運計算に関する契約の申込をした場合には、その申込が前條の規定により認可を受けた通運計算規程によらない場合を除き、これを承諾しなければならない。

(通運計算に関する契約の強制の禁止等)

**第三十二條** 通運計算事業者は、通運事業者に対し、如何なる方法によるかを問わず、通運計算に関する契約を締結することを強制してはならない。

2 通運計算事業者は、通運事業者が通運計算に関する契約の解除を申し出た場合には、通運計算規程による場合の外、これを拒絶してはならない。

### 第四章 雜則

(運輸審議会への諮問)

**第三十三條** 運輸大臣は、この法律の規定に基き、免許、許可、認可その他の処分をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その決定を尊重してこれをしなければならない。但し、運輸審議会が軽微な事項と認められたものについては、この限りでない。

(免許等の條件)

**第三十四條** 免許、許可又は認可には條件を附し、及びこれを変更することができる。



2 前項の條件は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、且つ、当該通運事業者又は通運計算事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(訴願)

第三十五條 この法律又はこの法律に基く命令の規定により行政官廳のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

(職権の委任)

第三十六條 この法律に規定する運輸大臣の職権の一部であつて政令で定めるものは、陸運局長が行う。

(報告及び検査)

第三十七條 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、通運事業者又は通運計算事業者に、事業に関し報告をさせることができる。

2 運輸大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、通運事業者又は通運計算事業者の事務所その他の事業場にその職員を派遣して、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

### 第五章 罰則

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條第一項の規定に違反して通運事業を經營した者
- 二 第八條の規定に違反して通運事業を經營した者
- 三 第九條の規定に違反した者

第三十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條第三項の規定による業務の範囲の限定に違反した者
- 二 第十四條の規定による通運事業の停止の命令に違反した者
- 三 第二十條の規定による認可を受けずに運賃又は料金を收受した者
- 四 第二十八條第一項の規定に違反して通運計算事業を經營した者
- 五 第二十九條において準用する第八條の規定に違反して通運計算事業を經營した者
- 六 第二十九條において準用する第九條の規定に違反した者

第四十條 左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十條第一項、第十一條第一項若しくは第十二條第一項(第二十九條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第二十一條第一項(第二十七條において準用する場合を含む。)、第二十七條及び第二十九條において準用する第二十條又は第三十條第一項の規定により許可又は認可



- を受けてしなければならない事項を許可又は認可を受けないでした者
- 二 第二十二條(第二十七條において準用する場合を含む。)の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第二十九條において準用する第十四條の規定による通運計算事業の停止の命令又は第二十六條(第二十七條及び第二十九條において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 四 第十七條、第十八條、第三十一條又は第三十二條第二項の規定に違反した者
- 五 第三十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第三十七條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 第四十一條** 法人の代表者又は人若しくは法人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第三十八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

- 1 この法律は、昭和二十五年二月一日から施行する。
- 2 小運送業法(昭和十二年法律第四十五号。以下「旧法」という。)は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。
- 4 旧法又は旧法に基く命令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律によりしたものとみなす。
- 5 この法律施行の際現に通運計算事業を經營している者は、この法律施行の日から三箇月以内に限り、第二十八條の規定による認可を受けなくても通運計算事業を經營することができる。この期間内に認可の申請をした場合においてその申請に対する認可又は認可の拒否のある日まで同様とする。
- 6 この法律施行前にした道路運送法第十一條の規定による小運送業のためにする貨物自動車運送事業の免許は、この法律第十三條の規定による認可とみなす。
- 7 道路運送法の一部を次のように改正する。  
第十一條の次に次の一條を加える。

(通運事業者の特則)

- 第十一條の二** 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者又は通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第十三條の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者は、主務大臣が第十條に掲げる種類を指定したときは、第十一條第一項、第二十三條、第二十四條第一項第二号、第二十七條、第三十條、第三十一條第四号及び第三十二條の規定の適用については、その種類について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者とみなす。

- 8 第二十三條、第二十四條第一項第二号及び第二十五條中「小運送業者」を「通運事業者」に改める。  
事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。



9 第七條第二号中「小運送業者」を「通運事業者」に改める。  
運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十二号を次のように改める。

四十二 通運事業を免許し、及び通運事業の業務(附帯業務を含む。)に關し、許可し、又は認可すること。

第四條第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 通運計算事業を認可し、及び通運計算事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。

第四條第四十四号中「及び小運送業」を、「通運事業及び通運計算事業」に改める。

第六條第一項第二号中「及び小運送業」を、「通運事業及び通運計算事業」に、同項第八号中「小運送業」を「通運事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 通運計算事業の認可若しくはその取消又は事業の停止

第六條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の三 第二号、第八号及び第八号の二に規定するものを除く外、通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)の規定に基く許可、認可その他の処分

第二十八條第一項第三号を次のように改める。

三 通運事業(附帯業務を含む。以下同じ。)及び通運計算事業に關する免許、許可又は認可に

關すること。

第二十八條第一項第八号中「及び小運送業」を、「通運事業及び通運計算事業」に改める。

第二十八條第二項第六号中「小運送業」を「通運事業」に改める。

第五十一條第一項第七号を次のように改める。

七 通運事業及び通運計算事業に關する免許、許可又は認可に關すること。

第五十一條第一項第二十一号中「小運送業」を「通運事業、通運計算事業」に改める。

第五十二條第二項中「小運送業」を「通運事業」に改める。

### 日本通運株式会社法を廃止する法律 (昭和二十四年十二月七日 法律第二百四十二号)

1 日本通運株式会社法(昭和十二年法律第四十六号)は、廃止する。

2 經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号中第六号を次のように改める。

### 六 削除 附則

1 この法律は、通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)施行の日から施行する。

2 日本通運株式会社がこの法律施行の日以前において商法(明治三十二年法律第四十八号)に適合してない事項を同法に適合させるため同法第三百四十三條の規定による株主總會の決議をした場合



においては、その時以後日本通運株式会社法及び經濟關係罰則ノ整備ニ関スル法律は適用されないものとする。

3 前項の規定により日本通運株式会社法及び經濟關係罰則ノ整備ニ関スル法律が適用されなくなるまでの間にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 日本國有鐵道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の處理等に関する法律

（昭和二十四年十二月七日）  
（法律第二百四十三号）

第一條 この法律は、日本國有鐵道がその所有地内にある通運事業者の所有する荷役機械等の施設を譲り受けること等により、これらの施設の公正且つ有効な利用と通運事業における公正な競争の確保とに資することを目的とする。

第二條 日本國有鐵道は、この法律施行の際現にその所有地内にある日本通運株式会社の所有する左に掲げる施設のうち、日本國有鐵道がその事業の運営上荷主又は通運事業者に対してその有効な利用を確保し、共通の利便を與えるために必要なものを、第四條第二項の規定による交換により、及び予算のうち工事勘定で定められた額の範囲内で譲り受けなければならない。

- 一 荷役機械
- 二 貨車の入換に使用する動力車
- 三 倉庫、上屋、勞務員詰所、荷扱所その他作業用の建物

#### 四 貨物の積卸及び保管に使用する構築物

第三條 日本國有鐵道が前條の規定により譲り受けるべき物件は、日本國有鐵道が指定する。

2 前項の規定により日本國有鐵道が指定する施設の價格、第四條の規定により日本國有鐵道が日本通運株式会社に譲渡すべき株式の價格その他施設の譲受及び株式の譲渡に関する事項は、日本國有鐵道、日本通運株式会社及びこれらの者が協議して定めた候補者のうちから運輸大臣が選定する第三者の協議によつて定める。この場合において、施設及び株式の價格については、運輸大臣の承認を受けなければならない。

3 前項の協議が整わないとき又は協議することができないと認めるときは、運輸大臣が裁定する。

4 前項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところにより、第二項前段の協議が整い、且つ、同項後段の承認があつたものとみなす。

5 運輸大臣は、第二項前段の選定、同項後段の承認又は第三項の裁定をしようとするときは、大藏大臣に協議しなければならない。

第四條 日本國有鐵道は、この法律施行の際現に所有する日本通運株式会社の株式を他に譲渡しなければならない。

2 日本國有鐵道及び日本通運株式会社は、第二條の施設と前項の株式とをその対等額の範囲内で前條の規定により交換するものとする。

3 前項の場合において、施設の價額が株式の價額をこえるときは、日本國有鐵道は、金銭でその差



額を支拂わなければならない。

4 第一項の株式の價額が第二條の施設の價額をこえるときは、日本國有鐵道は、遲滯なくそのこえる額の株式を他に譲渡するものとする。

5 第二項の規定による株式の譲渡については、有價証券の処分調整等に関する法律（昭和二十二年法律第八号）は、適用しない。

6 第四項の規定による株式の譲渡については、有價証券の処分の調整等に関する法律は、適用があるものとする。

第五條 日本國有鐵道は、その所有地内にある日本通運株式会社以外の通運事業者がこの法律施行の際現に所有する施設であつて第二條の施設に準ずるものを、予算の範囲内で譲り受け、又は賃借しななければならない。

2 前項の通運事業者は、同項の施設を日本國有鐵道に譲渡し、又は賃貸ししなければならない。

3 第三條の規定は、前二項の場合に準用する。

第六條 日本通運株式会社がその所有する施設であつてこの法律施行の際現に地方鐵道業者又は軌道經營者の所有地内にあるものについて、これらの者の要求によりこれを譲渡し、又は賃貸ししなければならない場合には、譲渡又は賃貸をすべき物件、その譲渡價格又は賃貸料その他譲渡又は賃貸に関する事項は、日本通運株式会社及び当該地方鐵道業者又は軌道經營者の協議によつて定める。

2 第三條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中「通運事業」又は「通運事業者」とあるのは、通運事業に関する法律が制定施行されるまでは、それぞれ「小運送業」又は「小運送業者」と読み替えるものとする。

### 國の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改

#### 正する法律

（昭和二十四年十二月八日法律第二百四十四号）

國の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の一條を加える。

（売拂代金の延納）

第一條の二 各省各廳の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十條第二項に規定する各省各廳の長をいう。以下同じ。）は、國が販売する目的で取得し、生産し、又は製造した物品（取得した物品に加工又は修理を加えたものを含む。）を売り拂う場合において、取引上の慣行その他売拂代金納付前に物品の引渡を行うことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、國債その他確實な担保を提供させ、利息を附して、半年以内の延納の特約をすることができ、

第二條の見出しを削り、同條第一項中「各省各廳の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十



條第二項に規定する各省各廳の長をいう。以下同じ。)は、」を「各省各廳の長は、前條の場合を除く外、」に改め、同項第三号及び第五号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同條第二項を次のように改める。

2 各省各廳の長は、前條の場合を除く外、物品の管理上の都合により、これを急速に売り拂う必要がある場合には、同條の規定に準じて延納の特約をすることができる。

第三條第二項を次のように改める。

2 各省各廳の長は、前項の場合を除く外、前二條に規定する場合において、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、又は利息を附することが適當でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

第四條第一項中「第二條」を「第一條の二又は第二條」に、同條第二項中「担保の提供を免除しようとする」を「担保の提供を免除し、又は利息を附さないこととしようとする」に改める。

本則中第四條の次に次の一條を加える。

(公園等に対する準用)

**第五條** 前五條の規定は、法令による公園、日本専売公社及び日本國有鉄道がその所有に属する動産を売り拂う場合における当該動産の売却代金の納付及びその延納の特約に準用する。この場合において、第二條第一項第一号中「各省各廳(財政法第二十一條に規定する各省各廳をいう。)」の内部又は相互の間で」とあるのは「國に」と、前條第一項中「大藏大臣に協議しなければならない。」とある

のは法令による公園にあつては、「当該公園を所轄する各省各廳の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各廳の長は、承認しようとするときは、大藏大臣に協議しなければならない。」と読み替えるものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第五條の改正規定中、日本専売公社及び日本國有鉄道に係る部分は、昭和二十五年四月一日から施行する。

#### 日本専売公社法の一部を改正する法律

(昭和二十四年十二月八日  
法律第二百四十五号)

日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九條―第四十三條」を「第二十九條―第四十三條の二十三」に改める。

第四條の次に次の一條を加える。

(資本金の増加及び減少)

**第四條の二** 公社は、必要があるときは、大藏大臣の認可を受けて、その資本金を増加し、又は減少することができる。

2 政府は、前項の規定により公社がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内で公社に出資することができる。

3 公社は、第四十三條の十三第二項の規定による積立金をもつて第一項の規定による資本金の増加



に充てることができる。

第二十七條第六号中「しよ、脳原油」の下に「(以下「専売品」という。)」を加える。  
第五章を次のように改める。

### 第五章 会計

(総則)

第二十九條 公社の会計に関しては、この章の定めるところによる。

(計理原則)

第三十條 公社は、その事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の実実に基いて計理する。

(事業年度)

第三十一條 公社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(資産)

第三十二條 公社の資産は、固定資産、たな卸資産、当座資産、繰延費用及び無形資産に区分する。

2 前項の資産について、その内訳項目、評價の基準、減償償却すべき資産の範囲及び減償償却の方法は、総裁が大藏大臣の承認を経て定める。

(資本及び負債)

第三十三條 公社においては、前條の資産の金額をもつて経営資本とし、これを資本金、積立金、引

当金、長期負債、流動負債及び繰延収入に区分し、その内訳項目は、総裁が大藏大臣の承認を経て定める。

(予算)

第三十四條 公社は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画、当該年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類並びに前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添え、大藏大臣の定める期限までに、大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を、國の予算とともに、國會に提出しなければならない。

4 前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。

5 予算の形式及び内容については政令で、その作成及び提出の手續については大藏大臣が定める。  
(債務の負担)

第三十五條 法律に基くもの又は歳出予算の金額の範囲内におけるものの外、公社が債務を負担する行為をするには、あらかじめ予算をもつて國會の議決を経なければならない。

2 公社は、前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、毎事業年度、國會の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。



（予備費）

**第三十六條** 専売品の賣上量の増加その他予見し難い事由による歳出予算の不足を補うため、公社の予算に予備費を設けることができる。

（予算の議決）

**第三十七條** 予算の國會の議決に関しては、國の予算の議決の例による。

（予算の通知）

**第三十八條** 政府は、公社の予算が國會の議決を経たときは、直ちにその旨を公社に通知するものとする。

2 公社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することができない。

3 政府は、第一項の規定により公社に通知したときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならぬ。

（追加予算）

**第三十九條** 公社は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大藏大臣に提出することができる。

2 第三十四條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

（予算の修正）

**第四十條** 公社は、前條第一項の場合を除く外、予算の成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正して、これに当該予算の予算実施計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大藏大臣に提出することができる。

2 第三十四條第二項から第五項まで、第三十七條及び第三十八條の規定は、前項の規定による予算の修正について準用する。

（暫定予算）

**第四十一條** 公社は、必要に應じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画、事業計画、資金計画その他当該予算の参考となる事項に関する書類を添え、大藏大臣に提出することができる。

2 第三十四條第二項から第五項まで、第三十七條及び第三十八條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が國會の議決を経たときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該事業年度の予算に基いてしたものとみなす。

（予算の実施）



**第四十二條** 公社の予算の実施は、予算に添附して國會に提出した予算実施計画に定める区分に従うものとする。

**第四十三條** 公社は、歳出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。

**第四十三條の二** 公社は、予算で指定する経費の金額については、大藏大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

**第四十三條の三** 公社は、歳出予算のうち、当該事業年度内に契約その他支出の原因となる行為をし、当該事業年度内に支拂義務が生じなかつたものに対する経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができない。

**第四十三條の四** 公社は、予備費を使用するとき、及び予算を繰り越して使用するときは、直ちにその旨を大藏大臣に通知しなければならない。

**2** 大藏大臣は、前項の規定により通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

**第四十三條の五** 公社は、國會の議決を経た予算に基いて、四半期ごとに資金計画を定め、これを大藏大臣に送付しなければならない。これを變更したときも同様とする。

**2** 大藏大臣は、前項の規定により送付された資金計画が國の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができるとする限度を公社に通知するものとする。

**3** 公社は、前項の通知を受けたときは、その通知に基いて資金計画を變更しなければならない。  
(収入支出等の報告)

**第四十三條の六** 公社は、契約その他支出の原因となる行為により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を毎月大藏大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

**第四十三條の七** 公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

**第四十三條の八** 公社は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に大藏大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

**2** 公社は、前項の規定により大藏大臣の承認を受けたときは、遅滞なくその財務諸表を公告しなければならない。

**第四十三條の九**

公社は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、前條第一項の規定により大藏大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく大藏大臣に提出しなければならない。

**2** 大藏大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

**3** 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、政令で定める。

**第四十三條の十** 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算報告書及び財務諸表の送付を受けたと



きは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た公社の決算報告書に財務諸表を添附して、國の歳入歳出の決算とともに、國會に提出しなければならない。

（損益計算の区分）

第四十三條の十一 公社の損益計算は、たばこ、塩及びしよ、腦の三勘定に区分して、その損益を明らかにするものとする。

（價格差等補給金）

第四十三條の十二 政府は、價格の統制その他の國の政策上の考慮に基き専売品の売渡價格がその製造、販売等の原價より低く定められている場合においては、その差額を補てんするため公社に補給金を交付することができる。

（利益金の納付）

第四十三條の十三 公社は、毎事業年度の決算上の総収益から総損失を控除した金額から左の各号に掲げる金額を控除して得た金額（以下「専売納付金」という。）を翌年度五月三十一日までに國庫に納付しなければならない。

一 当該事業年度において固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加したときは、その増加額に相当する金額から当該事業年度において新たに借り入れた長期の借入金による歳入金のうち固定資産、無形資産及びたな卸資産の増加に充てられた部分に相当する金額を控除した金

額

二 公社が当該事業年度において長期借入金を償還した場合においては、その償還額に相当する金額からその償還した長期借入金を財源として取得し、又は増價した固定資産及び無形資産の部分についての当該事業年度までの減價償却額に相当する金額を控除した金額

2 公社は、前項第一号及び第二号に掲げる金額を積立金として積み立てるものとする。

3 大藏大臣は、第一項の規定による専売納付金の一部を、政令の定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

（借入金）

第四十三條の十四 公社は、大藏大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による長期借入金及び短期借入金については、予算に定める額を限度としなければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額を限り、大藏大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。（政府からの貸付）



**第四十三條の十五** 政府は、公社に対し長期又は短期の資金の貸付をすることができる。

（國庫余裕金の一時使用）

**第四十三條の十六** 政府は、前條に規定する短期の資金の貸付に代えて、当該事業年度内に限り、國庫余裕金を公社に一時使用させることができる。

（償還計画）

**第四十三條の十七** 公社は、毎事業年度、長期借入金償還計画をたてて、大藏大臣の承認を受けなければならぬ。

（業務に係る現金の取扱）

**第四十三條の十八** 公社は、その業務に係る現金を國庫に預託しなければならない。但し、現金を安全に取り扱うため、日本銀行の支店又は代理店を簡便に利用できないときは、政令の定める範囲内において、郵便局又は市中銀行に預け入れることができる。

（財産の処分の制限）

**第四十三條の十九** 公社が製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡し、又は交換しようとするときは、國會の議決を経なければならない。

（会計規程）

**第四十三條の二十** 公社は、その会計に関し、この法律及びこれに基づく政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公共企業体としての公社の公共性にかんがみ、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施に役立つように定められなければならない。

3 公社は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、大藏大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

4 公社は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（給與準則）

**第四十三條の二十一** 公社は、その役員及び職員に対して支給する給與について給與準則を定めなければならない。この場合において、この給與準則は、これに基く一事業年度の支出が國會の議決を経た当該年度の予算の中で給與の額として定められた額をこえるものであつてはならない。

（専売價格の決定及び変更）

**第四十三條の二十二** 公社における専売品の價格の決定及び変更については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定を準用する。

（國の会計事務の委任）

**第四十三條の二十三** 政府は、たばこ専売法第七十九條第一項、塩専売法第五十五條第一項及びよしよ、腦専売法第二十八條第一項において準用する國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基づく通告の処分により納付された金銭及び物品の歳入及び出納保管に関する事務を公社の役員又は職



- 員に取り扱わせることができる。
- 2 政府は、前項に規定する事務を公社の役員又は職員に取り扱わせるときは、あらかじめ総裁の同意を経ることを要する。
- 3 第一項に規定する事務を取り扱う公社の役員又は職員については、國の会計に関する法令のうち当該事務の取扱に関する規定を準用する。  
附則第三項の次に次の一項を加える。
- 4 第四十三條の二十二の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

附則

- 1 この法律中日本専売公社法第四十三條の二十三の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の第三十四條から第三十八條まで及び第四十一條の規定は、昭和二十五年年度以降の予算について、改正後の第四十三條の七から第四十三條の十一までの規定は、昭和二十五年年度以降の決算について、それぞれ適用する。
- 2 公社の昭和二十四年度の予備費の使用及び決算については、従前の例による。
- 3 たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。  
第三十四條第二項中「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三條の二十二の規定による財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用」に改める。

- 4 塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。  
第二十八條第二項中「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三條の二十二の規定による財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用」に改める。
- 5 しょう脳専売法（昭和二十四年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。  
第十五條第二項中「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用」を「日本専売公社法第四十三條の二十二の規定による財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用」に改める。

少年法の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月八日  
法律第二百四十六号）

少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。  
第六十八條第一項中「一年間」を「二年間」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



國民金融公庫法の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月八日  
法律第二百四十七号）

國民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「十三億円」を「十八億円」に改める。

第十七條の次に次の一條を加える。

（役員員の給與）

第十七條の二 公庫の役員及び職員は、一般職の國家公務員としての給與を受ける。但し、總裁は、公庫の役員及び職員に対して、その俸給総額の百分の十に相当する金額をこえない範囲内において、大藏大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（借入金）

第二十二條の二 公庫は、大藏大臣の認可を受けて、政府から公庫の予算に定められた金額の借入金をすることができる。公庫は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付をすることができる。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができる。

第二十三條中「大藏省預金部」の下に「若しくは銀行」を加え、「預け入れて」を「預け入れ、若しくは

郵便貯金に」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

復興金融公庫法の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月八日  
法律第二百四十八号）

復興金融公庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三條中「千四百五十億円」を「千二百億円」に改め、同條に次の但書を加える。

但し、復興金融公庫が復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律（昭和二十四年法律第一百十四号）第三條の規定により回收金を國庫に納付した場合には、復興金融公庫は、当該回收金を納付した年度の末日において、その納付した金額（当該金額に一億円未満の金額があるときは、その金額を切り捨てた金額）に相当する金額の減資を行うものとする。

第四條第一項中「千四百五十億円」を「復興金融公庫の資本金の全額」に改める。

附則

この法律は、復興金融公庫の昭和二十四年度の決算の時から施行する。

復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する

法律

（昭和二十四年十二月八日  
法律第二百四十九号）

復興金融公庫法の一部を改正する法律（二四八）

復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律（二四九）



復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律(昭和二十四年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を削り、同條の次に次の二條を加える。

(復興金融金庫の回収金の國庫納付)

第三條 復興金融金庫は、その融通した資金で毎事業年度において回収したものの金額から復興金融債券の償還に要する経費、債務の保証の履行に要する経費及びその債権を保全するために必要な経費で政令で定めるものに充当した金額を控除した金額を当該回収金の生じた年度において國庫に納付しなければならぬ。但し、昭和二十四年度に限り、納付に関する支出予算額が当該納付額に納し不足するときは、その不足額は、翌年度において納付するものとする。

(復興金融金庫の國庫納付金の計算及び納付手続)

第四條 前二條の規定による國庫納付金の計算及び納付の手続については、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

國有鉄道運賃法の一部を改正する法律 (昭和二十四年十二月八日法律第百五十号)

國有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。  
別表第三を次のように改める。

別表第三

第七條第二項の規定による車扱貨物賃率表

(一) (一グラムトンにつき)

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
10	182	138	106	84	73	69	62	55	50	44	39
20	239	182	139	110	96	91	81	72	65	57	51
30	296	225	172	136	118	112	101	89	81	71	63
40	353	268	205	162	141	134	120	106	96	85	75
50	410	312	238	189	164	156	139	123	112	98	87
60	467	355	271	215	187	177	159	140	127	112	99
70	524	398	304	241	210	199	178	157	143	126	111
80	581	442	337	267	232	221	198	174	158	139	123
90	638	485	370	293	255	242	217	191	174	153	135
100	695	528	403	320	278	264	236	209	189	167	147
120	762	579	442	351	305	290	259	229	207	183	162
140	829	630	481	381	332	315	282	249	225	199	176
160	896	681	520	412	358	340	305	269	244	215	190
180	963	732	559	443	385	366	327	289	262	231	204
200	1,030	783	597	474	412	391	350	309	280	247	218
220	1,097	834	636	505	439	417	373	329	298	263	233
240	1,164	885	675	535	466	442	396	349	317	279	247
260	1,231	936	714	566	492	468	419	369	335	295	261
280	1,298	986	753	597	519	493	441	389	353	312	275
300	1,365	1,037	792	628	546	519	464	410	371	328	289
320	1,432	1,088	831	659	573	544	487	430	390	344	304
340	1,499	1,139	869	690	600	570	510	450	408	360	318
360	1,566	1,190	908	720	626	595	532	470	426	376	332
380	1,633	1,241	947	751	653	621	555	490	444	392	346
400	1,700	1,292	986	782	680	646	578	510	462	408	360
420	1,760	1,338	1,021	810	704	669	598	528	479	422	373
440	1,820	1,383	1,056	837	728	692	619	546	495	437	386
460	1,880	1,429	1,090	865	752	714	639	564	511	451	399
480	1,940	1,474	1,125	892	776	737	660	582	528	466	411
500	2,000	1,520	1,160	920	800	760	680	600	544	480	424



(二)

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロ程 キロメートル まで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
550	2,150	1,634	1,247	989	860	817	731	645	585	516	456
600	2,300	1,748	1,334	1,058	920	874	782	690	626	552	488
650	2,450	1,862	1,421	1,127	980	931	833	735	666	588	519
700	2,600	1,976	1,508	1,196	1,040	988	884	780	707	624	551
750	2,750	2,090	1,595	1,265	1,100	1,045	935	825	748	660	583
800	2,900	2,204	1,682	1,334	1,160	1,102	986	870	789	696	615
850	3,050	2,318	1,769	1,403	1,220	1,159	1,037	915	830	732	647
900	3,200	2,432	1,856	1,472	1,280	1,216	1,088	960	870	768	678
950	3,350	2,546	1,943	1,541	1,340	1,273	1,139	1,005	911	804	710
1,000	3,500	2,660	2,030	1,610	1,400	1,330	1,190	1,050	952	840	742
1,100	3,800	2,888	2,204	1,748	1,520	1,444	1,292	1,140	1,034	912	806
1,200	4,100	3,116	2,378	1,886	1,640	1,558	1,394	1,230	1,115	984	869
1,300	4,400	3,344	2,552	2,024	1,760	1,672	1,496	1,320	1,197	1,056	933
1,400	4,700	3,572	2,726	2,162	1,880	1,786	1,598	1,410	1,278	1,128	996
1,500	5,000	3,800	2,900	2,300	2,000	1,900	1,700	1,500	1,360	1,200	1,060
1,600	5,300	4,028	3,074	2,438	2,120	2,014	1,802	1,590	1,442	1,272	1,124
1,700	5,600	4,256	3,248	2,576	2,240	2,128	1,904	1,680	1,523	1,344	1,187
1,800	5,900	4,484	3,422	2,714	2,360	2,242	2,006	1,770	1,605	1,416	1,251
1,900	6,200	4,712	3,596	2,852	2,480	2,356	2,108	1,860	1,686	1,488	1,314
2,000	6,500	4,940	3,770	2,990	2,600	2,470	2,210	1,950	1,768	1,516	1,378
2,100	6,800	5,168	3,944	3,128	2,720	2,584	2,312	2,040	1,850	1,632	1,442
2,200	7,100	5,396	4,118	3,266	2,840	2,698	2,414	2,130	1,931	1,704	1,505
2,300	7,400	5,624	4,292	3,404	2,960	2,812	2,516	2,220	2,013	1,776	1,569
2,400	7,700	5,852	4,466	3,542	3,080	2,926	2,618	2,310	2,094	1,848	1,632
2,500	8,000	6,080	4,640	3,680	3,200	3,040	2,720	2,400	2,176	1,920	1,696
2,600	8,300	6,308	4,814	3,818	3,320	3,154	2,822	2,490	2,258	1,992	1,760
2,700	8,600	6,536	4,988	3,956	3,440	3,268	2,924	2,580	2,339	2,064	1,823
2,800	8,900	6,764	5,162	4,094	3,560	3,382	3,026	2,670	2,421	2,136	1,887
2,900	9,200	6,992	5,336	4,232	3,680	3,496	3,128	2,760	2,502	2,208	1,950
3,000	9,500	7,220	5,510	4,370	3,800	3,610	3,230	2,850	2,584	2,280	2,014
以上100 キロメートル 以上	300	228	174	138	120	114	102	90	82	72	64

附則  
この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十四年十二月十日  
法律第二百五十一号)

地方配付税法の特例に関する法律(昭和二十四年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
「百分の三十三・一四」を「徴収額の百分の三十三・一四」に、「百分の十六・二九」を「徴収額のうち六百六十六億八千七百五十一万八千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年十二月十二日  
法律第二百五十二号)

(目的及び適用範囲)

第一條 この法律は、左に掲げる國家公務員(以下「特別職の職員」という。)の受ける給与について定めることを目的とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律 (二五一)  
特別職の職員の給与に関する法律 (二五二)



- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣官房長官
- 五 内閣官房副長官
- 六 政務次官
- 七 国立国会図書館長
- 八 衆議院及び参議院の事務総長及び法制局長
- 九 国家公安委員会委員
- 十 公正取引委員会の委員長及び委員
- 十一 全国選挙管理委員会の委員長及び委員
- 十二 外国爲替管理委員会の委員長及び委員
- 十三 統計委員会委員長
- 十四 中央更生保護委員会委員
- 十五 運輸審議会委員
- 十六 宮内廳長官及び侍從長
- 十七 大使及び公使
- 十八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる秘書官（以下「秘書官」という。）

- 十九 地方自治委員
- 二十 地方税審議会委員
- 二十一 全国選出議員選挙管理委員会委員
- 二十二 日本学術会議会員
- 二十三 侍從
- 二十四 連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために勞務に服する者
- 二十五 食糧配給公團の職員
- 二十六 失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて國が雇用した職員及び公共事業のため失業者として國が雇用した職員で技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者

（内閣総理大臣等の給與）

第二條 前條第一号から第十八号までに掲げる特別職の職員（以下「内閣総理大臣等」という。）の受ける給與は、別に法律で定めるものの外、俸給及び勤務地手当とする。

第三條 内閣総理大臣等の俸給月額は、別表による。

2 別表により秘書官の受ける俸給月額、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、經濟安定本部総裁、最高裁判所長官、人事院総裁又は会計検査院長が大藏大臣と協議して定める。

第四條 内閣総理大臣等の勤務地手当の月額、俸給月額に一般職の職員の例により一定の割合を乗



じて得た額とする。

**第五條** 新たに内閣総理大臣等になつた者には、その日から給與を支給する。但し、退職し、又は罷免された國家公務員が即日内閣総理大臣等になつたときは、その日の翌日から給與を支給する。

**第六條** 内閣総理大臣等が退職、罷免又は死亡に因り内閣総理大臣等でなくなつたときは、その日までに給與を支給する。

**第七條** 前二條の規定により給與を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その給與額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。

**第八條** 内閣総理大臣等の給與の支給期日は、一般職の職員の例による。

(地方自治委員等の給與)

**第九條** 第一條第十九号から第二十二号までに掲げる特別職の職員(以下「地方自治委員等」という。)は、勤務一日につき千円をこえない範囲内において、内閣総理大臣が大藏大臣と協議して定める額の手当を受ける。

(侍従の給與)

**第十條** 第一條第二十三号に掲げる特別職の職員の受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、大藏大臣の定めるところにより、一般職の職員の例による。

(連合國軍勞務者等の給與)

**第十一條** 第一條第二十四号に掲げる特別職の職員の受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、特別調達廳長官が大藏大臣と協議して定める。但し、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第二條に規定する一般職種別賃金の適用を受ける職員の給與の額は、その一般職種別賃金額をこえることはできない。

**第十二條** 第一條第二十五号に掲げる特別職の職員の受ける給與の種類、額、支給条件及び支給方法は、一般職の職員の例による。但し、俸給額の百分の十から百分の五十の範囲内の額で農林大臣が大藏大臣と協議して定める額の公團特別手当を支給することができる。且つ、この手当は、勤務手当の計算に関しては、俸給額に合算してその算定の基礎とすることができる。

2 前項但書の規定による公團特別手当の総額は、当該公團がその職員に対して支給する俸給の総額の百分の三十に相当する額をこえることができない。

**第十三條** 第一條第二十六号に掲げる特別職の職員は、労働大臣が大藏大臣と協議して定める額の賃金を受ける。但し、その額は、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第二條に規定する一般職種別賃金額をこえることはできない。

(重複給與の調整)

**第十四條** 國會議員、内閣総理大臣等及び一般職の常勤を要する職員が左の各号の一に該当するとき、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第二條又は第九條の給與は、支給しない。

一 内閣総理大臣等の職を兼ねるとき。



- 二 地方自治委員等の職を兼ねるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の月額が、国会議員として受ける歳費の月額、内閣総理大臣等として受ける俸給及び勤務地手当の月額又は一般職の常勤を要する職員として受ける俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額をこえるときは、その差額を、その兼ねる特別職の職員として所属する機関から支給する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の日以後において新たに国家公務員法第二條の特別職とされた職の職員の受ける給与については、その後における最近の機会においてこの法律が改正されるまでの間、政令で定める。
- 3 左に掲げる法令は、廃止する。  
特別職の職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十八号)  
特別職の職員の俸給等に関する政令(昭和二十四年政令第十三号)
- 4 日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。  
第七條第三項中「手当を支給することができる。」を、「別に定める手当を支給する。」に改める。  
地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。  
第十三條中「内閣総理大臣が、大蔵大臣と協議して」を、「別に」に改める。
- 5

- 6 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第十二條第一項を次のように改める。  
委員の報酬は、別に定める。

別表

官	職	名	俸給月額
内閣	総理大臣		四〇,〇〇〇円
國務	大務官		
人事	官及		
國立	國會		
國家	公安委員會委員長		三三,〇〇〇円
公正	取引委員會委員長		
全國	選舉管理委員會委員長		
大衆	議院及び參議院の事務總長		
外國	爲替管理委員會委員長		三〇,四〇〇円
統計	委員會委員長		

特別職の職員の給与に関する法律 (二五二)



官	内閣官房長官	二八、八〇〇円
内閣官房次長	二八、〇〇〇円	
衆議院及び参議院の法制局長官	二七、二〇〇円	
衆議院及び参議院の法制局長	二五、六〇〇円	
公正取引委員会委員	二四、〇〇〇円	
内閣官房副長官	二四、〇〇〇円	
内閣選挙管理委員会委員	二四、〇〇〇円	
中央更生保護委員会委員	二四、〇〇〇円	
運輸審議会委員	二四、〇〇〇円	
侍從	二四、〇〇〇円	
公使	二四、〇〇〇円	
秘書官	二四、〇〇〇円	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月十二日法律第二百五十三号）

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九條中「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律」を「特別職の職員に給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一條第一号から第十八号までに掲げる者」に、「労働基準法の施行等に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）による超過勤務手当」を「政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。

別表中判事補及び簡易裁判所判事の項を次のように改める。

判事補	一 号	一万四千二百十二円
	二 号	一万二千三百四十一円
	三 号	一万七百十七円
	四 号	九千三百六円
	五 号	七千六百三十八円



簡易裁判所判事								
六号	六千六百三十三円							
一号	一万八千二百円							
二号	一万六千四百円							
三号	一万四千二百十二円							
四号	一万二千三百四十二円							
五号	一万七百十七円							
六号	九千三百六円							
七号	七千六百三十八円							
八号	六千六百三十三円							

附則

この法律は、公布の日から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十四年十二月十二日  
法律第二百五十四号)

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「内閣総理大臣等の俸給等に関する法律」を「特別職の職員に給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一條第一号から第十八号までに掲げる者」に、「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)による超過勤務手当」を「政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)による超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」に改める。

第九條中「一万四千八百円」を「一万五千三十七円」に改める。

別表中検事及び副検事の項を次のように改める。

一号	二万二千元
二号	二万 円
三号	一万八千二百円
四号	一万六千四百円



検 事											
五号	一万五千三十七円										
六号	一万四千二百十二円										
七号	一万二千三百四十二円										
八号	一万七百十七円										
九号	九千三百六円										
十号	八千五百五十一円										
十一号	七千六百三十八円										
十二号	六千六百三十三円										
一号	一万四千二百十二円										
二号	一万二千三百四十一円										
三号	一万七百十七円										
四号	九千三百六円										

副 検 事				
五号	八千五百五十一円			
六号	七千六百三十八円			
七号	六千六百三十三円			
八号	五千七百六十円			

附 則  
この法律は、公布の日から施行する。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月十二日法律第二百五十五号）

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。  
第四條ノ二中「千五百億円」を「千七百億円」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十四年度において、一般会計から百七十億九千三百万円を限り、この会計に繰入金をすることができる。



## 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律

(昭和二十四年十二月十二日  
法律第二百五十六号)

### (目的)

**第一條** この法律は、政府契約の支拂遅延防止等その公正化をはかるとともに、國の会計経理事務処理の能率化を促進し、もつて國民經濟の健全な運行に資することを目的とする。

### (定義)

**第二條** この法律において「政府契約」とは、國を当事者の一方とする契約で、國以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し國が対價の支拂をなすべきものをいう。

### (政府契約の原則)

**第三條** 政府契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

### (政府契約の必要的内容事項)

**第四條** 政府契約の当事者は、前條の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対價の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、左に掲げる事項を書面により明らかにしなければならない。但し、他の法令により契約書の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

二 対價の支拂の時期

三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

四 契約に関する紛争の解決方法

### (給付の完了の確認又は検査の時期)

**第五條** 前條第一号の時期は、國が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。

2 國が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、國は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、國が相手方から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

### (支拂の時期)

**第六條** 第四條第二号の時期は、國が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支拂請求書を受理した日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対價については三十日(以下この規定又は第七條の規定により約定した期間を「約定期間」という。)以内の日としなければならない。

2 國が相手方の支拂請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発



見したときは、國は、その事由を明示してその請求書を相手方に返付することができる。この場合においては、当該請求書を返付した日から國が相手方の是正した支拂請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。但し、その請求書の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失による場合は、適法な支拂請求書の提出があつたものとし、しないものとする。

3 第一項において「國が相手方から適法な支拂請求書を受理した日から」とあるのは、政府の契約の特例に関する法律（昭和二十一年法律第六十号）第一條に規定する特定契約で國の支拂金額の確定していないものについては、確定した日又は國が確定支拂金額を指定（指定金額に対し改訂の申請があつたときはその決定、その決定に対し裁判所に出訴したときは裁判確定）した日からとする。（時期の定の特例）

第七條 契約の性質上前二條の規定によることが著しく困難な特殊の内容を有するものについては、当事者の合意により特別の期間の定をすることができる。但し、その期間は、前二條の最長期間に一・五を乗じた日数以内の日としなければならない。

（支拂遅延に対する遅延利息の額）

第八條 國が約定の支拂時期までに對價を支拂わない場合の遅延利息の額は、約定の支拂時期到来の日の翌日から支拂をする日までの日数に應じ、当該未支拂金額に対し大藏大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支拂時期までに支拂をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定められない限

り、当該事由の繼續する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支拂う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額について特に定めない限り、その額が百円未満であるときは、遅延利息を支拂うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（完了の確認又は検査の遅延）

第九條 國が約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないときは、その時期を経過した日から完了の確認又は検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合には、約定期間は満了したものとみなし、國は、その越える日数に應じ前條の計算の例に準じ支拂遅延に關し約定した利率をもつて計算した金額を相手方に対し支拂わなければならない。

（定をしなかつた場合）

第十條 政府契約の当事者が第四條但書の規定により、同條第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同條第一号の時期は、相手方が給付を終了し國がその旨の通知を受けた日から十日以内の日、同條第二号の時期は、相手方が請求書を提出した日から十五日以内の日と定めたものとみなし、同條第三号中國が支拂時期までに對價を支拂わない場合の遅延利息の額は、第八條の計算の例に準じ同條第一項の大藏大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたも



のとみなす。政府契約の当事者が第四條但書の場合を除き同條第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

(國の過拂額に対する利息の加算)

**第十一條** 國が前金拂又は概算拂をなした場合においてその支拂済金額が支拂確定金額を超過し当該契約の相手方がその超過額を返納告知のあつた期限までに返納しないときは、その相手方は、その期限の翌日からこれを國に返納する日までの期間に應じ、当該未返納金額に対し第八條第一項に定める率と同じ率を乗じて計算した金額を加算して國に返納しなければならない。

(大藏大臣の監督)

**第十二條** 大藏大臣は、この法律の適正な実施を確保し政府契約に基く支拂の遅延を防止するため、各省各廳(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一條に規定する各省各廳をいう。)及び公園に対し支拂の状況について報告を徴し、実地監査を行い、又は必要に應じ、閣議の決定を経て支拂について必要な指示をすることができる。

2 大藏大臣は、前項の目的をもつて政府契約の相手方に対して支拂の状況について報告させ、又は必要に應じ実地調査をすることができる。

(懲戒処分)

**第十三條** 國の会計事務を処理する職員が故意又は過失により國の支拂を著しく遅延させたと認めるときは、その職員の任命権者は、その職員に対し懲戒処分をしなければならない。

2 会計検査院は、検査の結果國の会計事務を処理する職員が故意又は過失により國の支拂を著しく遅延させたと認める事件でその職員の任命権者がその職員を前項の規定により処分していないものを発見したときは、その任命権者に当該職員の懲戒処分を要求しなければならない。

(この法律の準用)

**第十四條** この法律の規定は、日本専売公社、日本國有鉄道及び地方公共団体のなす契約に準用する。但し、第十二條及び第十三條第二項の規定は、地方公共団体については、この限りでない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府契約でこの法律施行前において國が相手方から給付を終了した旨の通知を受け、なお完了の確認又は検査をしないものがあるとき、又は相手方から適法な支拂請求書を受理し、なお支拂をしないものがあるときは、第四條第一号及び第二号に掲げる時期は、この法律施行の日からそれぞれ第五條及び第六條の最長期間以内の日と定めたとみなし、支拂遅延に対する遅延利息の率について第八條第一項の率を下るものがあるときは、その率と定めたとみなす。但し、第七條の規定により、その制限内で特別の期間の定をすることを妨げない。
- 3 國が支拂確定金額を超過する支拂をなしたものでこの法律施行前に返納告知に指定した期限が経過し、なお相手方が返納しないものがあるときは、その相手方は、この法律施行の日から第十一條の規定により計算した金額を加算して國に返納しなければならない。



- 4 経済安定本部設置法(昭和二十四年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。  
附則第六項中「会計法(昭和二十二年法律第三十五号)」を「会計法(昭和二十二年法律第三十五号)政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)」に改める。

### 旧軍関係債権の処理に関する法律

(昭和二十四年十二月十二日  
法律第二百五十七号)

(納付期限の延期、分割納付及び繰上げ徴収)

第一條 この法律施行の際現に存する旧陸軍省、海軍省及び軍需省に係る左に掲げる國の債権(以下「旧軍関係債権」という。)で、その債務者の資力の状況により直ちに当該債権に係る収入金を納付させることが著しく困難であるものについては、主務大臣は、收納上有利であると認められる場合に限り、三年をこえない期限をもつて、その納付期限を延期し、又は適宜分割して納付させる特約をすることができる。

- 一 法令により前金拂又は概算拂をなしたもので過拂となつた金額の返還請求権
- 二 拂下財産の代金請求権
- 三 誤拂による返還請求権
- 四 その他前三号に掲げる債権に準ずる債権

2 前項の規定により納付期限を延期し、又は分割して納付させる特約をする場合には、確実な担保を提供させ、及び大藏大臣が市場金利を考慮して定める基準による利息を附さなければならぬ。但し、同一人に対する旧軍関係債権の総額が一万円以下の場合には、担保の提供を免除することができる。

3 第一項の規定により分割して納付させる特約をした場合において、債務者がその分納金を滞納したときは、主務大臣は、その債務残額の繰上げ徴収をすることができる。  
(裁判所の和解又は調停における讓歩)

第二條 旧軍関係債権について裁判所(調停委員会を含む。以下本條において同じ。)が和解又は調停をする場合においては、法務総裁又はその指定する職員は、裁判所の勧告に基づいて、前條の規定にかかわらず、特別の讓歩をすることができる。  
(債務の免除)

第三條 主務大臣は、旧軍関係債権に係る収入金について第六條第一項の規定による督促があつた日から五年を経過した場合において、その債務者の住所又は居所が不明のため当該収入金の徴収を不可能と認めるときは、その債務を免除することができる。

2 前項の規定による債務の免除の通知は、官報に公告してすることができる。この場合においてはその通知は、官報に公告した日から二週間を経過した時において債務者に到達したものとみなす。



(公告による納入の告知)

- 第四條** 主務大臣又はその委任を受けた職員は、旧軍関係債権の債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて当該債権に係る収入金の納入の告知をすることができる。
- 2 前條第二項の規定は、前項の公告に準用する。

(債権の確定)

- 第五條** 旧軍関係債権について、債務者から書面による債務の承認があつたときは、その債権は、確定したものとし、主務大臣又はその委任を受けた職員は、第六條及び第七條の規定によつてこれを処理することができる。
- 2 主務大臣又はその委任を受けた職員は、前項の債務の承認があつた場合を除く外、旧軍関係債権の債務者に対し、債務の金額その他その内容を記載した催告書をもつて、その債務を承認するか否かを一定の期間内に述べべき旨を催告しなければならない。但し、その期間に一月を下することはできない。
- 3 主務大臣又はその委任を受けた職員は、債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて前項の催告をすることができる。
- 4 第三條第二項の規定は、前項の公告に準用する。
- 5 債務者が第二項の規定する期間内に書面により異議を述べなかつたときは、第一項の債務の承認をしたものとみなす。

(督促)

- 第六條** 前條の規定により確定した債権に係る収入金について債務者が納付期限を過ぎなお完納しない場合には、主務大臣又はその委任を受けた職員は、督促状をもつて、その指定する期限内に納付すべき旨を督促しなければならない。
- 2 前項の督促状には、同項の期限内に完納しないときは、この法律に基いて徴收の処分をする旨を記載しなければならない。
- 3 第一項の規定により督促をした場合には、督促手数料として十円を徴收する。
- 4 主務大臣又はその委任を受けた職員は、債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて第一項の督促をすることができる。
- 5 第三條第二項の規定は、前項の公告に準用する。

(徴收処分)

- 第七條** 債務者が前條第一項の規定による督促を受け、同項の期限内に完納しないときは、主務大臣又はその委任を受けた職員は、部下の職員をして國稅徴收法(明治三十年法律第二十一号)第三章(滞納処分)(第十三條、第十九條及び第二十八條を除く。)に規定する手続に準じて当該債権に係る収入金の徴收の処分をさせることができる。この場合において、同法中「收稅官吏」とあるのは、「当該職員」と、「延滞金」とあるのは、「遅延損害金」と、「税金」とあるのは、「収入金(利息を含む。)」と、同法第二十六條中「稅務ニ関スル官吏、公吏、雇員」とあるのは、「旧軍関係債権に係る収入金の徴收の



処分に従事する職員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、旧軍関係債権について、他の債権に優先する弁済順位を認めるものではなく、又、破産法(大正十一年法律第七十一号)第四十七條(財團債権の範囲)、第七十一條第一項(滞納処分に対する破産宣告の効力)その他國稅徵收若しくは國稅滞納処分の例によつて徵收することができる債権又は國稅徵收の例による滞納処分に關して特別の取扱を規定する他の法令の規定の適用を認めるものでもなく。

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十三條、和議法(大正十一年法律第七十二号)第四十條その他の法令中強制執行の禁止、中止若しくは停止又はその効力の消滅に關する規定がある場合には、第一項の徵收の処分は、強制執行とみなして、当該規定を適用する。

4 第一項の規定により徵收の処分をする場合における物件の売却代金その他の処分金に対する他の債権者の配当要求及び当該処分金の配当に關する手續については、強制執行の場合の手續に準じて政令で定める。

5 旧軍関係債権中第五條第三項及び第五項の規定により確定したものについては、その債務者の住所又は居所が不明である間、第一項の規定は、適用しないことができる。但し、この法律の規定による徵收処分を免かれる目的をもつてその住所又は居所を不明にしたものについては、この限りでない。

(異議の訴)

第八條 債務者は、第五條の規定にかかわらず、同條の規定により確定した債権について、國を被告として異議の訴を提出することができる。

2 前項の訴は、第五條に規定する債務の承認に關する事務を処理した職員の所属する行政機關の所在地の地方裁判所の管轄とする。

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百四十五條第三項、第五百四十七條第一項から第三項まで及び第五百四十八條の規定(請求異議の訴)は、第一項の訴に準用する。この場合において、同法第五百四十七條第一項及び第二項中「強制執行」とあるのは、「旧軍関係債権に係る収入金の徵收の処分」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第九條 前四條の規定は、執行力のある債務名義を有する旧軍関係債権については、適用しない。

(他の法令との関係)

第十條 この法律の規定は、閉鎖機關令(昭和二十二年勅令第七十四号)その他の法令中債務の弁済その他債務を消滅させる行爲を制限し、又は禁止する旨の規定がある場合には、当該規定の適用を妨げるものではない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



價格調整公團法の一部を改正する法律（二五八）  
國際觀光事業の助成に関する法律（二五九）

一三〇

### 價格調整公團法の一部を改正する法律

（昭和二十四年十二月十二日  
法律第二百五十八号）

價格調整公團法（昭和二十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。  
第三條第三項中「復興金融金庫から借り入れるものとする。」を「國の機関又はこれに準ずるものからの借入金によることができる。」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

### 國際觀光事業の助成に関する法律

（昭和二十四年十二月十二日  
法律第二百五十九号）

（國際觀光事業の助成）

**第一條** 政府は、國際觀光事業（外國人旅客の觀光に関する事業をいう。）を振興するため特に必要があるとき、認めるときは、觀光宣傳を實施し、その他觀光に関する事業を行う法人であつて營利を目的としないもののうち政令で定めるもの（以下「法人」という。）に対し、予算の範囲内で、その事業の遂行に要する経費の一部を補助することができる。

（助成の申請）

**第二條** 補助金の交付を受けようとする法人は、補助金の交付申請書に、事業計画書及び收支見積書の案並びに過去一年間における事業実績書を添附して運輸大臣に提出しなければならない。

（助成の通知）

**第三條** 運輸大臣は、前條の申請に基いて補助金の交付を決定したときは、これを当該法人に通知する。

2 前項の決定の通知を受けた法人は、左に掲げる書類を遅滞なく運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 收支見積書

（計画等の変更）

**第四條** 法人は、前條第二項各号の書類に記載した事項について変更をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣の承認を受けなければならない。但し、運輸大臣が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

（補助金の流用禁止）

**第五條** 法人は、この法律の規定により交付される補助金を國際觀光事業の振興に役立たない用途に使用してはならない。

（補助金の還付及び交付の停止）

**第六條** 運輸大臣は、この法律の規定により補助金の交付を受けた法人が、左の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の還付を命ずるものとする。

國際觀光事業の助成に関する法律（二五九）

一三一



- 一 前二條の規定に違反したとき。
- 二 法人の支出額が第三條第二項第二号の收支見積書(第四條の規定による変更をしたときは、その收支見積書)に掲げる支出額の見積に達しなかつた場合において運輸大臣に申し出て、その承認が得られなかつたとき。
- 2 運輸大臣は、法人が前項の規定により還付を命ぜられた場合において正当な理由がないのに還付しないとき又は法人が前條の規定に違反した場合において当該業務を執行した者がなおその職にあるときは、当該法人に対する補助金を交付しない。

(收支決算書)

**第七條** この法律の規定により補助金の交付を受けた法人は、收支決算書を運輸大臣に提出しなければならない。

(年次報告書)

**第八條** 運輸大臣は、毎年度この法律の規定により補助金の交付を受けた法人が実施した事業の結果の年次報告書を作成し、大藏大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の年次報告書を財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十條の規定による歳入歳出決算の添附書類として国会に提出するものとする。

(会計の処理)

**第九條** この法律の規定により補助金の交付を受けた法人の帳簿の整理及び保存その他会計の処理に

関して必要な事項は、運輸省令で定める。

(報告の徴収)

**第十條** 運輸大臣は、この法律の規定により補助金の交付を受けた法人に対し、その業務に関し必要な報告を求めることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 道路運送法の一部を改正する法律

(昭和二十四年十二月十三日法律第二百六十号)

道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「陸運局長」を「陸運局長又は都道府県知事」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### 地方財政法等の一部を改正する法律

(昭和二十四年十二月十三日法律第二百六十一号)

**第一條** 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十一條中「及び名古屋市」を「、名古屋市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して内閣総理大臣が指定する市」に改める。

道路運送法の一部を改正する法律 (二六〇)  
地方財政法等の一部を改正する法律 (二六一)



**第二條**

当せん金附証票法(昭和二十三年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「及び名古屋市(以下五大市という。)の議会」を、「名古屋市及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十二條の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して内閣総理大臣が指定する市(以下これらの市を特定市という。)の議会」に、同條同項及び第三項、第六條第一項から第三項まで、第八條第一項、第十一條第二項、第十五條、第十六條並びに第十七條第一項及び第二項中「五大市」を「特定市」に改める。

**第三條**

地方自治廳設置法(昭和二十四年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十二号(二十一)中「市町村」の下に「又は地方財政法(昭和二十三年法律第九号)により当せん金附証票を発売することができる市」を加える。

第十條第一号中「(昭和二十三年法律第九号)」を削る。

**附則**

この法律は、公布の日から施行する。

**日本國有鉄道法の一部を改正する法律**

(昭和二十四年十二月十四日  
法律第二百六十二号)

日本國有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第三号中「政府職員」を「政府職員(人事院の指定する非常勤の者を除く。)」に改める。

第三十六條から第五十一條までを次のように改める。

(総則)

**第三十六條** 日本國有鉄道の会計及び財務に関しては、本章の定めるところによる。

(事業年度)

**第三十七條** 日本國有鉄道の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 日本國有鉄道は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

(計理の方法)

**第三十八條** 日本國有鉄道は、その事業の経営成績及び財政状態を明らかにするため財産の増減及び異動をその發生の事實に基いて計理する。

(予算)

**第三十九條** 日本國有鉄道は、毎事業年度の予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び当該年度の事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類並びに前年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添え、運輸大臣に提出しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して適當であると認めるときは、大藏大臣に送付しなければならない。

3 大藏大臣は、前項の規定により予算の送付を受けたときは、これを検討して必要な調整を行う、閣議の決定を経なければならない。



- 4 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともにこれを國會に提出しなければならない。
- 5 前項の予算には、第一項に規定する添附書類を附するものとする。
- 6 第一項の予算の形式及び内容については政令で、同項の予算の作成及び提出の手續については大藏大臣が運輸大臣と協議して定める。

(債務の負担)

**第三十九條の二** 日本國有鉄道は、歳出予算の金額の範囲内におけるものの外、債務を負担する行爲をするには、予め予算をもつて、國會の議決を経なければならぬ。

- 2 日本國有鉄道は、前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、毎事業年度國會の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行爲をすることができる。

(予備費)

**第三十九條の三** 業務取扱数量の増加その他避け難い事由による歳出予算の不足を補うため、日本國有鉄道の予算に予備費を設けることができる。

- 2 日本國有鉄道は、前項の予備費を使用して、なお事業のため直接必要とする歳出予算に不足を生じたときは、予算の定めるところに従い、業務量の増加により収入の見積をこえる収入に相当する金額を事業のため直接必要とする経費に使用することができる。

(予算の議決)

**第三十九條の四** 日本國有鉄道の予算の議決に関しては、國の予算の議決の例による。

(予算議決の通知)

**第三十九條の五** 政府は、日本國有鉄道の予算が國會の議決を経たときは、直ちにその旨を日本國有鉄道に通知するものとする。

- 2 日本國有鉄道は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を実施することはできない。

- 3 政府は、第一項の規定により日本國有鉄道に通知したときは、直ちにその旨を會計検査院に通知しなければならない。

(追加予算)

**第三十九條の六** 日本國有鉄道は、予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要がある場合に限り、追加予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

- 2 第三十九條第二項から第六項まで及び前二條の規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

(予算の修正)

**第三十九條の七** 日本國有鉄道は、前條第一項の場合を除く外、予算成立後に生じた事由に基いて既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、予算を修正し、これに当該予算の予算実施計画



に関する書類及び事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2 第三十九條第二項から第六項まで、第三十九條の四及び第三十九條の五の規定は、前項の規定による予算の修正について準用する。

(暫定予算)

第三十九條の八 日本國有鉄道は、必要に應じて一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該予算の予算実施計画に関する書類及び事業計画、資金計画その他財政計画の参考となる事項に関する書類を添え、運輸大臣に提出することができる。

2 第三十九條第二項から第六項まで、第三十九條の四及び第三十九條の五の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、この暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてしたもののみなす。

(予算の実施)

第三十九條の九 日本國有鉄道の予算の実施は、日本國有鉄道の予算に添附して國會に提出した予算実施計画に定める区分に従うものとする。

第三十九條の十 日本國有鉄道は、予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならぬ。

第三十九條の十一 日本國有鉄道は、予算で指定する経費の金額については、運輸大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

第三十九條の十二 日本國有鉄道は、歳出予算のうち、当該事業年度内に契約その他支出の原因となる行為をし、当該年度内に支拂義務が生じなかつたものに対する経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第三十九條の十三 日本國有鉄道は、予備費を使用するとき及び予算を繰り越して使用するときは、直ちにその旨を運輸大臣に通知しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により通知を受けたときは、直ちにその旨を大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(資金計画)

第三十九條の十四 日本國有鉄道は、國會の議決を経た予算を実施するため四半期毎に資金計画を定め、運輸大臣、大藏大臣及び会計検査院に提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 大藏大臣は、前項の規定により提出された資金計画が國の資金の状況により実施することができないと認めるときは、その実施することができる限度を運輸大臣を経て日本國有鉄道に通知するものとする。

3 日本國有鉄道は、前項の通知を受けたときは、その資金計画を修正しなければならない。



(収入支出等の報告)

**第三十九條の十五** 日本國有鉄道は、政令の定める形式により、契約その他支出の原因となる行為により負担した債務の金額並びに収入し及び支出した金額を、毎月運輸大臣、大藏大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

(決算)

**第四十條** 日本國有鉄道は、事業年度毎に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 日本國有鉄道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

**第四十條の二** 日本國有鉄道は、予算の区分に従い毎事業年度の決算報告書を作成し、これに当該年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書を添え、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、政令で定める。

**第四十條の三** 内閣は、前條第二項の規定により日本國有鉄道の決算報告書の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までこれを会計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た日本國有鉄道の決算報告書に前條第一項に規定する添附書類を附して、國の歳入歳出の決算とともに、國會に提出しなければならない。

(利益の処分)

**第四十一條** 日本國有鉄道は、経営上利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した損失があるときは、この利益を繰越損失の補てんに充てなければならない。

2 日本國有鉄道は、前項の規定により利益を繰越損失の補てんに充ててなお残額があるときは、別に予算に定める場合を除き、これを政府の一般会計に納付しなければならない。

(交付金)

**第四十一條の二** 政府は、日本國有鉄道に損失を生じた場合において特別の必要があると認めるときは、その損失の額を限度として交付金を交付することができる。

(業務に係る現金の取扱)

**第四十二條** 日本國有鉄道は、業務に係る現金を國庫に預託しなければならない。但し、現金を安全に取り扱うため、日本銀行の支店又は代理店を簡便に利用できないときは、政令の定める範囲内において郵便局又は市中銀行に預け入れることができる。

2 政府は、前項の規定により國庫に預託された預託金については、大藏大臣の定めるところにより相当の利子を附するものとする。  
(借入金及び鉄道債券)



**第四十二條の二** 日本國有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び短期借入金をすることができる。日本國有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、鉄道債券を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金、短期借入金及び鉄道債券の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府からの貸付等)

**第四十二條の三** 政府は、日本國有鉄道に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は鉄道債券の引受をすることができる。

(國庫余裕金の一時使用)

**第四十二條の四** 政府は、前條に規定する短期の資金の貸付に代えて当該事業年度内に限り、國庫余裕金を日本國有鉄道に一時使用させることができる。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大藏大臣の定めるところにより相当の利子を附するものとする。

(償還計画)

**第四十二條の五** 日本國有鉄道は、毎事業年度、長期借入金及び鉄道債券の償還計画をたて、運輸大臣の承認を受けなければならない。

(会計規程)

**第四十三條** 日本國有鉄道は、その会計に関し、この法律及びこれに基く政令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、公共企業体としての日本國有鉄道の公共性にかんがみ、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施に役立つように定めなければならない。

3 日本國有鉄道は、第一項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

4 日本國有鉄道は、第一項の会計規程を定めるときは、直ちにこれを運輸大臣、大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(給與準則)

**第四十四條** 日本國有鉄道は、その役員及び職員に対して支給する給與について給與準則を定めなければならない。この場合において、この給與準則は、これに基く一事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給與の額として定められた額をこえるものであつてはならない。  
(大藏大臣に対する報告等)



**第四十五條** 大藏大臣は、日本國有鉄道の予算の実施に關し必要があると認めるときは、收支に關する報告を徴し、予算の実施状況について実地監査を行うことができる。

（財産処分制限）

**第四十六條** 日本國有鉄道は、法律に定める場合の外、營業線及びこれに準ずる重要な財産を讓渡し、交換し、又は担保に供することができない。

（大藏大臣との協議）

**第四十七條** 運輸大臣は、第三十九條の十一、第四十條第一項及び第四十二條の五に規定する承認並びに第四十二條の二第一項、同條第三項但書及び第四十三條第三項に規定する認可については、大藏大臣と協議してこれをしなければならぬ。

（会計職員）

**第四十八條** 総裁、副総裁又は理事（以下「総裁等」という。）により契約を締結する職員として任命された者は、契約の締結に關し、総裁等により現金の出納を命令する職員として任命された者は、債務者に対する支拂の請求に關し、総裁等により現金の出納をする職員として任命された者（以下「現金出納職員」という。）は、現金の支拂及び受領に關し、総裁等により物品の出納をする職員として任命された者（以下「物品出納職員」という。）は、物品の引渡及び受領に關し、それぞれ総裁等を代理する。

**第四十八條の二** 総裁は、現金出納職員又は物品出納職員が、善良なる管理者の注意を怠り、その保

管に係る現金又は物品を亡失し、日本國有鉄道に損害を與えたときは、その損害の弁償を命じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた現金出納職員又は物品出納職員は、その責を免かるべき理由があると信ずるときは、会計検査院の検定を求めることができる。但し、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が現金出納職員又は物品出納職員に弁償の責がないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならぬ。

（契約）

**第四十九條** 日本國有鉄道が売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して一般競争入札の方法に準じ申込をさせ、その最低又は最高の價格による申込者又は申込者との價格その他の條件についての公正な協議を経て定めた者とこれをしなければならぬ。但し、緊急な必要のある場合、一般競争入札の方法に準じてすることが不利である場合又は政令の定める場合においては、この限りでない。

（会計検査）

**第五十條** 日本國有鉄道の会計については、会計検査院が検査する。

（運賃の設定及び変更）



**第五十一條** 日本國有鉄道における運賃の設定及び変更に関しては、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條及び財政法第三條の特例に関する法律(昭和二十三年法律第二十七号)の規定を準用する。

第六十三條中「國の利害に係る訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)」の下に「及び財政法、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)等國の會計を規律することを目的とする法令」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、改正後の第三十九條から第三十九條の五まで及び第三十九條の八の規定は、昭和二十五年年度以後の予算について、改正後の第四十條から第四十條の三までの規定は、昭和二十五年年度以後の決算について、改正後の第四十九條の規定は、公布の日から、それぞれ適用する。

(昭和二十四年度の決算等)

2 日本國有鉄道の昭和二十四年度の予備費の使用及び決算については、なお従前の例による。(昭和二十四年度の國有鉄道事業特別会計の損失の取扱)

3 昭和二十四年度の國有鉄道事業特別会計の損失で、國有鉄道事業特別会計法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第十一号)附則第九項の規定により調整勘定として資産項目に計上された金額

は、改正後の第四十一條の適用については、同條の繰越損失とみなす。

未復員者給與法の一部を改正する法律

(昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十三号)

未復員者給與法(昭和二十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「百元」を「三百元」に改める。

第七條中「帰郷旅費として千円」を「命令の定めるところにより、帰郷旅費として千円から三千円まで」に改める。

第八條第一項中「遺骨の引取に要する経費として、死亡者一人当り千五百円」を「遺骨の引取に要する経費として、死亡者一人当り千七百円」に改める。

第八條の二第一項及び第八條の四中「二年」を「三年」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第三條、第七條及び第八條第一項の改正規定は昭和二十四年十一月一日から適用し、第八條の二第一項及び第八條の四の改正規定はこの法律施行前に復員した者についても適用する。

2 昭和二十四年十月以前の給與で、この法律施行の際、未だ支給していないものは、なお、従前の規定により支給する。

3 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)の一部を次のように改

未復員者給與法の一部を改正する法律 (二六三)



正する。

附則第二條第一項及び第四條中「二年」を「三年」に改める。

### 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律

(昭和二十四年十二月十五日  
法律第二百六十四号)

特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「ソビエト社会主義共和国連邦の地域内において未復員者と同様の実情にあるもの」を「ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中國本土(主務大臣の指定する地域を除く。)の地域内において、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるもの」に改める。

#### 附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年十一月一日から適用する。
- 2 この法律によつて新たに追加される地域内において第一條の規定に相当した者であつて、昭和二十四年一月一日から同年十月三十一日まで帰國したものに對しては、未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)附則第二條から第五條までの規定の例に準じ、療養を行い、並びに遺骨の埋葬に要する経費及び障害一時金を支給する。この場合において、これらの規定中「この法律施行前」とあるのは「昭和二十四年十月三十一日以前」と、「この法律施行の日」とあるのは「昭和二十四年十一月一日」と、「昭和二十三年八月三十一日」とあるのは「昭和二十四年十月三十一日」と、「同年九月一日」とあるのは「同年十一月一日」と、「乙に定める金額」とあるのは「甲に定める金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

### 農業災害補償法の一部を改正する法律

(昭和二十四年十二月十五日  
法律第二百六十五号)

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二を次のように改める。

第十三條の二 國庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において、農業共済組合の組合員の支拂うべき蚕繭共済に係る共済掛金のうち、共済金額を都道府縣別に合計した金額に左の率を合計したものを乗じて得た金額の合計に相当する金額を負担する。

- 一 当該都道府縣の蚕繭共済に係る第七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から全都道府縣の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の八分の七
- 二 当該都道府縣の蚕繭共済に係る第七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の八分の七
- 三 当該都道府縣の蚕繭共済に係る第七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

第十三條の二の次に次の二條を加える。

第十三條の三 國庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において農業共済組合の組合員の支拂うべき半又は馬の死亡廃用共済に係る共済掛金のうち、第十四條第一項第一号の定款で定める最低



の共済掛金の二分の一に相当する金額を負担する。

**第十三條の四** 前二條の負担金には、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。  
附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。  
第三條中「食糧管理特別会計ヨリノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金を、一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金」に、「(同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を、「(同法第十三條の四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。  
第四條中「家畜共済ニ関スル再保険事業経営上ノ再保険料、」の下に「一般会計ヨリノ受入金、」を、「同事業経営上ノ再保険金、」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金、」を加える。

### 警察用電話等の処理に関する法律

(昭和二十四年十二月十五日)  
法律第二百六十六号

(目的)

**第一條** この法律は、警察用有線電気通信設備(消防の用に供するものを含む。以下同じ。)の整備を図るため、地方公共団体が所有する警察用有線電気通信設備等を國が譲り受けることを目的とする。

(讓渡する設備等の範圍)

**第二條** 地方公共団体は、この法律施行の際その所有する警察用有線電気通信設備であつて、公衆電気通信系に併合して使用することのできるもののうち左に掲げるもの並びにその建設、保守に充てるため所有する機器及び素材を國に譲り渡すものとする。

- 一 同一の建造物内又は構内に終始する線路以外の線路
- 二 交換機に接続され、且つ、その交換機と同一の建造物内又は構内にある電話機及び同一の建造物内又は構内に終始する線路に接続する電話機以外の電話機(附属物品を含む。)
- 三 搬送装置

2 國は、前項の規定により警察用有線電気通信設備、機器及び素材を譲り受けた場合には、この法律に定めるところに従い、代價を支拂わなければならない。但し、同一電話加入区域内又は同一自治体警察の管轄区域内に終始する線路及びこれに接続する電話機については、この限りでない。  
(警察用有線電気通信設備評價審議会)

**第三條** 前條の規定により國に譲り渡す警察用有線電気通信設備、機器及び素材の代價を決定するため、電気通信省に警察用有線電気通信設備評價審議会(以下「評價審議会」という。)を置く。

- 2 評價審議会は、委員長及び委員七人をもつて組織する。
- 3 委員は、左に掲げる者につき電気通信大臣が任命する。
  - 一 電気通信省の職員 二人



- 二 大蔵省の職員 一人
- 三 國家公安委員会の委員又は國家地方警察本部の職員 二人
- 四 地方自治委員又は地方自治廳の職員 二人
- 四 委員長は、電氣通信大臣をもつて充てる。
- 五 委員長は、会務を総理する。
- 六 評價審議會は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 七 評價審議會の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(代價の決定)

**第四條** 第二條の規定により國が譲り受ける警察用有線電氣通信設備の代價は、この法律施行の日における創設費からその耐用年数により算出した減價部分を控除した額を基準とし、その設備の利用できる程度を参し、よくして評價審議會で定める額とする。

2 第二條の規定により國が譲り受ける機器及び素材の代價は、統制額の定のあるものについてはこの法律施行の日における統制額、統制額の定のないものについてはその日における市場價格を基準として評價審議會で定める額とする。

(支拂方法及び利子)

**第五條** 國は、第二條第二項に規定する代價として、昭和二十五年から毎年、前條の規定により評

價審議會が定める額の五分の一を下らない額を支拂うものとする。

2 第二條第二項に規定する代價については、讓渡の日から未拂部分に対し年五分の率による利子を附けるものとする。

(讓渡の時期)

**第六條** 第二條の規定による讓渡は、この法律施行後六箇月以内に完了しなければならない。

(設備料の徴收免除)

**第七條** 國は、第二條の規定により譲り受けた電話設備のうち、同條第二項但書に該当するものを、その所在する場所において、市内専用電話の回線(これに接続する機器を含む。)として使用する場合においては、その設備料を徴收することができない。

(設備の専用)

**第八條** 國は、地方公共団体の所有する警察用有線電氣通信設備を使用してこの法律施行の際現に行われている警察のための通信業務が中断しないように、國家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会に有線電氣通信設備を専用させなければならない。

**第九條** 國は、前條に規定するものの外、何時でも、國家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の申出により、警察の目的を達するのに必要な有線電氣通信設備を、これらに専用させなければならない。但し、警察の用に充てることのできる有線電氣通信設備がない場合及び予算上有線電氣通信設備の専用に關する料金の支拂ができない場合は、この限りでない。



2 國は、國家公安委員会又は市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の承認がなければ、これらが専用する有線電氣通信設備について、その専用を取り消し、又は停止することができない。但し、専用に関する料金の支拂の遅滞があつた場合においては、國家公安委員会又は市町村公安委員會若しくは特別区公安委員会は、料金支拂のために必要な措置をとらない限り、専用の取消又は停止を承認しなければならない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 第三條の規定は、この法律施行後六箇月を経過した日にその効力を失う。

漁業法

(昭和二十四年十二月十五日  
法律第二百六十七号)

目次

第一章 總則(第一條—第五條)  
 第二章 漁業權及び入漁權(第六條—第五十一條)  
 第三章 指定遠洋漁業(第五十二條—第六十四條)  
 第四章 漁業調整(第六十五條—第七十四條)  
 第五章 免許料及び許可料(第七十五條—第八十一條)  
 第六章 漁業調整委員会及び中央漁業調整審議會

第一節 總則(第八十二條・第八十三條)  
 第二節 海区漁業調整委員会(第八十四條—第一百四條)  
 第三節 連合海区漁業調整委員会(第一百五條—第一百一十一條)  
 第四節 中央漁業調整審議會(第一百十二條—第一百四條)  
 第五節 雜則(第一百五條—第一百十九條)  
 第七章 土地及び土地の定着物の使用(第一百二十條—第一百二十六條)  
 第八章 内水面漁業(第一百二十七條—第一百三十二條)  
 第九章 雜則(第一百三十三條—第一百三十七條)  
 第十章 罰則(第一百三十八條—第一百四十五條)  
 附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を發展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。



2 この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいふ、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

(適用範囲)

第三條 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第四條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。

(共同申請)

第五條 この法律又はこの法律に基く命令に規定する事項について二人以上共同して申請しようとするときは、そのうち一人を選定して代表者とし、これを行政廳に届け出なければならぬ。代表者を変更したときもまた同じである。

2 前項の届出がないときは、行政廳は、代表者を指定する。

3 代表者は、行政廳に対し、共同者を代表する。

4 前三項の規定は、二人以上共同して漁業権又はこれを目的とする抵当権若しくは入漁権を取得した場合に準用する。

第二章 漁業権及び入漁権

(漁業権の定義)

第六條 この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいふ、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいふ、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて左に掲げるものをいう。

一 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル以上であるもの

二 北海道においてにしん、いわし、さけ又はます(陸封性のますを除く。)を主たる漁獲物とするもの

4 「区画漁業」とは、左に掲げる漁業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの

5 「共同漁業」とは、左に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 そう類、貝類又は主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 網漁具(えりやな類を含む。)を移動しないように敷設して営む漁業であつて

定置漁業以外のもの

三 第三種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業、飼付漁業、しいらづけ漁業又はつきいそ漁業

四 第四種共同漁業 寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業



五 第五種共同漁業 内水面(主務大臣の指定する湖沼を除く。以下第二十五條までにおいて同じ。)又は主務大臣の指定する湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて前四号に掲げるもの以外のもの

(入漁権の定義)

第七條 この法律において「入漁権」とは、設定行為に基き、他人の共同漁業権又はひび建養殖業、かき養殖業若しくは第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権に属する漁場においてその漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

(各自漁業を営む権利)

第八條 漁業協同組合の組合員であつて漁民(漁業者又は漁業従事者たる個人をいう。以下同じ。)であるものは、定款の定めるところにより、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会の有する共同漁業権、区画漁業権(ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とするものに限る。)又は入漁権の範囲内において各自漁業を営む権利を有する。

(漁業権に基かない定置漁業等の禁止)

第九條 定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基くのでなければ、営んではならない。

(漁業の免許)

第十條 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければなら

ない。

(免許の内容等の事前決定)

第十一條 都道府県知事は、漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、申請期間並びに共同漁業についてはその関係地区をあらかじめ定めなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、申請期間又は関係地区を変更することができる。

3 海区漁業調整委員会は、前二項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、申請期間及び関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第十二條 第十條の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(免許をしない場合)

第十三條 左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

一 申請者が第十四條に規定する適格性を有する者でない場合



- 二 第十一條第四項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合
- 四 漁業調整その他公益上必要があると認める場合
- 五 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき
- 2 前項第五号の場合においてその者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定める手続により、裁判所の許可をもつてその者の同意に代えることができる。
- 3 前項の許可に対する裁判に關しては、最高裁判所の定める手続により、上訴することができる。
- 4 第一項第五号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。
- 5 海区漁業調整委員会は、都道府縣知事に対し、第一項の規定により漁業の免許をすべきでない旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号の一に該当する理由を文書をもつて通知し、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならぬ。

(免許についての適格性)

**第十四條**

定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁業若しくは労働に

關する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

- 二 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて、どんな名目によるのであつても、前号の規定により適格性を有しない者によつて、實質上その申請に係る漁業の經營が支配される虞があると認められた者であること。

- 2 ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許については、地元地区（自然的及び社会経済的條件により、当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。以下同じ。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて当該漁業権の内容たる漁業を営まないものは、前項の規定にかかわらず、左に掲げるものに限り、適格性を有する。但し、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八條第二項の規定により組合員の資格を限る漁業協同組合及びその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、適格性を有しない。

- 一 その組合員（漁業協同組合連合会の場合にはその会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者（内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業の場合には当該漁業の漁業従事者又は当該漁業の目的たる水産動物の採捕を業とする者を含む。以下同じ。）の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの



- 二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の総数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
- 3 前項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に對して同項に規定する漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。
- 4 第二項の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が同項に規定する漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に同項の地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に對し当該漁業権を共有すべきことを請求することができない。この場合には、第二十七條第一項の規定は、適用しない。
- 5 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- 6 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一條に規定する関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会であつて左に掲げるものとする。
  - 一 その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業（第七十五條第三項に掲げる漁業と第二百二十七條に規定する内水面における漁業とを除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者（河川以外の第二百二十七條に規定する内水面における共同漁業の免許については当該内水面において漁業を営む者、河川における共同漁業の免許については遊漁者以外の当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下同じ。）の属する世帯の数が関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
  - 二 二以上共同して申請した場合において、これらの組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の総数が、関係地区内に住所を有し一年に三十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

- 7 第三項から第五項までの規定は、共同漁業に準用する。この場合において、「地元地区」とあるのは「関係地区」と、「当該漁業」とあるのは「一年に三十日以上沿岸漁業」と読み替へるものとする。
- 8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合には、海区漁業調整委員会は、その漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と第十一條に規定する関係地区内に住所を有する漁民であつてその組合員でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第六十七條第一項の規定に従い、必要な指示をするものとする。

- 9 旧漁業法(明治三十四年法律第三十四号)施行前からの慣行によりこの法律施行の際現に効力を有



する専用漁業権を有している市、町、村、町村組合又は財産区であつて特別の事情によりこれに免許をするのが妥当であると認められるものは、第六項の規定にかかわらず、第一種共同漁業の免許について適格性を有する

(優先順位)

第十五條 漁業の免許は、優先順位によつてする。

(定置漁業の免許の優先順位)

第十六條 定置漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

- 一 漁業者又は漁業従事者
- 二 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。
  - 一 その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者
  - 二 沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者
- 3 前項の規定において「経験」とは、その申請の日以前十箇年(この法律施行後主務大臣が指定する期日までの間は、昭和二十三年九月一日以前十箇年)の間において、漁業を営み又はこれに従事したことをいう。以下第十九條までにおいて同じである。
- 4 前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 その申請に係る漁業の漁場の存する第八十四條第一項の海区(以下「当該海区」という。)において経験がある者

二 前号に掲げる者以外の者

5 前四項の規定により同順位の者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 労働条件

二 地元地区内に住所を有する漁民特に当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度

三 地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参加する程度

四 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力

五 当該漁業にその者の経済が依存する程度

六 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

6 地元地区内に住所を有する漁民七人以上によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前五項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 漁業を営むことを主たる目的とする者であること。

二 構成員の過半数が、当該海区においてその申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者である



- か又は当該漁業の免許が他の者にされたときは従前の生業を失うに至る者であること。
- 三 構成員の三分の二以上がその営む事業に常時従事する者であること。
  - 四 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であること。
  - 五 構成員のうちその営む事業に常時従事する者の出資額が総出資額の過半を占めていること。
  - 六 一構成員の出資額が構成員の平均出資額の二倍に相当する額をこえず、且つ、その出資するこ  
とができる額の最高限度が定められていること。
  - 七 構成員が各自一個の議決権を有すること。
  - 七 前項の規定により同順位のある者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申  
請に係る漁業について第五項第三号から第六号までに掲げる事項を勘案しなければならない。
  - 八 地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であつてその組合員(二以上共同して  
申請した場合にはこれらの総組合員)のうち地元地区内に住所を有し漁民である者の属する世帯の  
数が地元地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の七割以上であるもの又は地元地区内に住所  
を有する漁民によつて構成される法人であつて左の各号の全部に該当するものは、前七項の規定に  
かかわらず、第一順位とする。
  - 一 構成員(二以上共同して申請した場合にはその総構成員)の属する世帯の数が地元地区内に住所  
を有する漁民の属する世帯の数の七割以上であること。
  - 二 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であるか又はその構成員と世帯を同じ

くする者であること。

三 構成員が各自一個の議決権を有すること。

9 地元地区の属する市町村又は市町村内の漁民の部落が孤立しており、且つ、その区域内に住所を  
有する者が当該漁業に高度に依存している場合においては、当該漁業については、当該市町村又は  
当該部落を地区とし、地区内に住所を有する者によつて構成される法人であつて左の各号の全部に  
該当するものは、前八項の規定にかかわらず、第一順位とする。

一 構成員の属する世帯の数が地区内の総世帯数の七割以上であること。

二 構成員のうち漁民であるものの属する世帯の数が地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数  
の八割以上であり、且つ、構成員の属する世帯の数の七割以上であること。

三 当該漁業に常時従事する者の三分の二以上がその構成員であるか又はその構成員と世帯を同じ  
くする者であること。

四 構成員が各自一個の議決権を有すること。

10 第八項の地元地区内に住所を有する漁民が同項の漁業協同組合若しくは法人に加入を申し出た場  
合又は前項の地区内に住所を有する者が同項の法人に加入を申し出た場合には、申出を受けた者は、  
正当な事由がなければ、これを拒むことができない。第八項の地元地区の全部又は一部をその地区  
内に含む漁業協同組合又は同項の地元地区内に住所を有する漁民によつて構成される法人が同項に  
規定する漁業協同組合又は法人に対し当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合もま



た同じである。

11 二人以上共同して申請した場合において、その申請者が第一項、第二項又は第四項の各号のいずれに該当するかは、各申請者のうちいずれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかによつて定める。この場合において、いずれに該当する者も議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、その申請者は、第一項第二号、第二項第三号又は第四項第二号に該当するものとみなす。

12 二人以上共同して申請した場合において、その申請者が第六項、第八項又は第九項に規定する者に該当するかどうかは、各申請者のうち第六項、第八項又は第九項に規定する者に該当する者が議決権及び出資額において過半を占めているかどうかによつて定める。

13 法人が第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号に該当しない場合であつても、その構成員のうちこれに該当する者が議決権及び出資額において過半を占めている場合は、その法人は、これに該当するものとみなす。

14 第十一項又は前項の議決権及び出資額の過半の計算については、第二項第一号に該当する者は、同項第二号に該当する者でもあるとみなす。

15 法人以外の社団は、前十四項の規定の適用に関しては、法人とみなす。

(区画漁業の優先順位)

第十七條 区画漁業(ひび建養殖業、かき養殖業、眞珠養殖業、内水面における漁類養殖業及び第三

種区画漁業たる貝類養殖業を除く。)の免許の優先順位は、左の順序による。

一 漁業者又は漁業従事者

二 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 漁民

二 前号に掲げる者以外の者

3 前二項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 地元地区内に住所を有する者

二 前号に掲げる者以外の者

4 前三項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 その申請に係る漁業と同種の漁業に経験がある者

二 沿岸漁業であつて前号に掲げる漁業以外のものに経験がある者

三 前二号に掲げる者以外の者

5 前四項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 当該海区において経験がある者

二 前号に掲げる者以外の者

6 前五項の規定により同順位のある者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その



申請に係る漁業について左の事項を勘案しなければならない。

一 当該漁業にその者の生計が依存する程度

二 労働条件

三 地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度

四 地元地区内に住所を有する漁民が当該漁業の経営に参加する程度

五 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力

六 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

7 前六項の規定の適用に関しては、前條第十一項及び第十三項から第十五項までの規定を準用する。この場合において、第十六條第十一項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第十七條第一項から第五項まで」と、「第一項第二号、第二項第三号又は第四項第二号」とあるのは「第十七條第一項第二号、第二項第二号、第三項第二号、第四項第三号又は第五項第二号」と、「第十三項中「第一項第一号、第二項第一号若しくは第二号又は第四項第一号」とあるのは「第十七條第一項第一号、第二項第一号、第三項第一号、第四項第一号若しくは第二号又は第五項第一号」と、「第十四項中「第二項第一号」とあるのは「第十七條第四項第一号」と読み替えるものとする。

8 法人が地元地区内に住所を有する場合であつても、その構成員のうち地元地区内に住所を有する者が議決権及び出資額において過半を占めていない場合は、第三項の規定の適用に関しては、その

法人は、地元地区内に住所を有しないものとみなす。

第十八條 ひび、建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、第十四條第二項の規定により適格性を有する者を第一順位とする。

2 前項に規定する者が申請しない場合においては、前條並びに第十六條第六項から第八項まで、第十項、第十二項及び第十五項の規定を準用する。この場合において、第十六條第六項中「前五項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十七條」と、同條第八項中「前七項」とあるのは「第十八條第二項において準用する第十七條及び第十六條第六項、第七項」と読み替えるものとする。

第十九條 眞珠養殖業を内容とする区画漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一 漁業者又は漁業従事者

二 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 眞珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者

二 前号に掲げる者以外の者

3 第一項及び前項第二号の規定により同順位である者相互間の優先順位は、左の順序による。

一 地元地区内に住所を有する者

二 前号に掲げる者以外の者



4 前三項の規定により同順位のある者がある場合においては、都道府県知事は、免許をするには、その申請に係る漁業について左に掲げる事項を勘案しなければならない。

一 労働条件

二 地元地区内に住所を有する漁民を使用する程度。大規模の経営の場合にあつては、特に、当該漁業の操業により従前の生業を奪われる漁民を使用する程度

三 当該漁業についての経験の程度、資本その他経営能力。特に当該漁業に関する進歩的企画の程度

四 当該漁業にその者の経済が依存する程度

五 当該漁業の漁場の属する水面において操業する他の漁業との協調その他当該水面の総合的利用に関する配慮の程度

5 前四項の規定の適用に関しては、第十六條第十一項、第十三項、第十五項及び第十七條第八項の規定を準用する。

(共同漁業の免許の優先順位)

第二十條 第一種共同漁業の免許の優先順位は、左の順序による。

一 第十四條第六項の規定により適格性を有する者

二 同條第九項の規定により適格性を有する者

(漁業権の存続期間)

第二十一條 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、定置漁業権又は区画漁業権にあつては五

年、共同漁業権にあつては十年とする。

2 区画漁業権については、前項の期間は、その満了の際、漁業権者の申請により、延長することができる。

3 前項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、第三十七條、第三十八條、第三十九條第一項若しくは第二項又は第四十條の規定による漁業権又は免許の取消事由がある場合を除いて、期間延長の免許をしなければならない。

4 第二項の規定により延長する期間は五年とする。但し、再延長を妨げない。

5 都道府県知事は、漁業調整のため必要な限度において第一項又は前項の期間より短い期間を定めることができる。

(漁業権の分割又は変更)

第二十二條 漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第十二條(海区漁業調整委員会への諮問)及び第十三條(免許をしない場合)の規定を準用する。

(漁業権の性質)

第二十三條 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二編第九章(質権)の規定は定置漁業権及び区画漁業権



(ひび) 建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するものを除く。第二十四條から第二十八條までにおいて同じ。)に、第八章から第十章まで(先取特権、質権及び抵当権)の規定はひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権であつて漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有するもの及び共同漁業権に、いずれも適用しない。

(抵当権の設定)

**第二十四條** 定置漁業権又は区画漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物は、民法第三百七十條(抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲)の規定の準用に関しては、漁業権に附加してこれと一体を成す物とみなす。定置漁業権又は区画漁業権が先取特権の目的である場合もまた同じである。

- 2 定置漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、抵当権の目的となることができない。
- 3 都道府県知事は、定置漁業権を目的とする抵当権の設定が、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ないと認められる場合でなければ、前項の認可をしてはならない。
- 4 第二項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

(区画漁業権の譲渡により先取特権又は抵当権が消滅する場合)

**第二十五條** ひび建養殖業、かき養殖業、内水面における魚類養殖業又は第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権が先取特権又は抵当権の目的である場合において、これを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に譲渡するには、漁業権者は、先取特権者又は抵当権者(登録した者に限る。以下同じ。)の同意を得なければならぬ。

- 2 先取特権者又は抵当権者は、正当な事由がなければ、前項の同意を拒むことができない。
- 3 第一項の譲渡があつたときは、先取特権又は抵当権は、消滅する。

(漁業権の移轉の制限又は禁止)

**第二十六條** 区画漁業権は、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、移轉(譲渡、滞納処分、強制執行並びに先取特権及び抵当権の実行による移轉をいう。第二項、第二十七條第一項及び附則第五項において同じ。)の目的となることができない。

- 2 都道府県知事は、第十四條第一項又は第二項に規定する適格性を有する者に移轉する場合でなければ、前項の認可をしてはならない。
- 3 前項の規定により認可をしようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

**第二十七條** 区画漁業権以外の漁業権は、移轉の目的となることができない。但し、定置漁業権については、先取特権又は抵当権の実行による場合及び第二十八條第二項の譲渡の場合は、この限りでない。



2 前項但書の規定による定置漁業権の移轉には、前條の規定を準用する。  
(相続によつて取得した定置漁業権又は区画漁業権)

**第二十八條** 相続によつて定置漁業権又は区画漁業権を取得した者は、取得の日から二箇月以内に都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきき、前項の者が第十四條第一項に規定する適格性を有する者でないとき、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

(水面使用の権利義務)

**第二十九條** 漁業権者の有する水面使用に関する権利義務(当該漁業権者が当該漁業に關し行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)は、漁業権の処分に従う。  
(貸付の禁止)

**第三十條** 漁業権は、貸付の目的となることができない。  
(登録した権利者の同意)

**第三十一條** 漁業権は、第五十條の規定により登録した権利者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

2 第十三條第二項から第四項まで(同意が得られない場合等)の規定は、前項の同意に準用する。  
(漁業権の共有)

**第三十二條** 漁業権の各共有者は、他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない。

2 第十三條第二項から第四項まで(同意が得られない場合等)の規定は、前項の同意に準用する。

**第三十三條** 漁業権の各共有者がその共有に属する漁業権を変更するために他の共有者の同意を得ようとする場合においては、第十三條第二項から第四項まで(同意が得られない場合等)の規定を準用する。

(漁業権の制限又は條件)

**第三十四條** 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり、漁業権に制限又は條件を付けることができる。

2 前項の制限又は條件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、免許後、海区漁業調整委員会が漁業調整その他公益上必要があると認めて申請したときは、漁業権に制限又は條件を付けることができる。

4 海区漁業調整委員会は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、当該漁業権者に制限又は條件を付ける理由を文書をもつて通知し、当該漁業権者又はその代理人が公開の聽聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。  
(休業の届出)



**第三十五条** 漁業権者が一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならぬ。  
(休業中の漁業許可)

**第三十六条** 前條の休業期間中は、第十四條第一項に規定する適格性を有する者は、第九條の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営むことができる。  
2 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者に対して、当該漁業権の免許料の全部又は一部を負担すべきことを命ずることができる。

4 第一項の許可については、第十三條第一項第四号、第五項(免許をしない場合)、第三十四條(漁業権の制限又は條件)、第三十五條(休業の届出)、第三十七條、第三十八條第一項、第二項、第五項、第三十九條(漁業権の取消)及び第四十條(錯誤によつてした免許の取消)の規定を準用する。この場合において、第三十八條第一項中「第十四條」とあるのは「第十四條第一項」と読み替へるものとする。

5 前四項の規定は、第三十九條第二項の規定に基く処分により漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該漁業を営もうとする場合に準用する。  
(休業による漁業権の取消)

**第三十七條** 免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。

2 漁業権者の責に歸すべき事由による場合を除き、第三十九條第一項の規定に基く処分、第六十五條第一項の規定に基く命令、第六十七條第一項の規定に基く指示又は同條第七項の規定に基く命令により漁業権の行使を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

4 前項の場合には、第三十四條第四項(聴聞)の規定を準用する。  
(適格性の喪失等による漁業権の取消)

**第三十八條** 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第十四條に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、漁業権を取り消さなければならない。

2 前項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

3 漁業権者以外の者が実質上当該漁業権の内容たる漁業の經營を支配しており、且つ、その者には第十五條から第二十條まで(優先順位)の規定によれば当該漁業の免許をしないことが明らかであると認めて、海区漁業調整委員会が漁業権を取り消すべきことを申請したときは、都道府県知事は、漁業権を取り消すことができる。



- 4 前項の規定の適用については、漁業権者たる漁業協同組合が他の者の出資を受けて当該漁業権の内容たる漁業を営む場合において、当該出資額が出資総額の過半を占めていることをもつてその他の者が実質上当該漁業の経営を支配していると解釈してはならない。
- 5 第二項及び第三項の場合には、第三十四條第四項(聽聞)の規定を準用する。

(公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止)

**第三十九條** 漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府縣知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができらる。

- 2 漁業権者が漁業に関する法令の規定に違反したときもまた前項に同じである。
- 3 前二項の規定による処分をしようとするときは、都道府縣知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。
- 4 前項の場合には、第三十四條第四項(聽聞)の規定を準用する。
- 5 政府は、第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなればならない。
- 6 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。
- 7 第五項の補償金額は、都道府縣知事が海区漁業調整委員会の意見をきき、且つ、主務大臣の認可を受けて決定する。

- 8 前項の補償金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。
- 9 前項の訴においては、國を被告とする。
- 10 第一項の規定により取り消された漁業権の上に先取特権又は抵当権があるときは、当該先取特権者又は抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、政府は、その補償金を供託しなればならない。
- 11 前項の先取特権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。
- 12 第一項の規定による漁業権の変更若しくは取消又はその行使の停止によつて利益を受ける者があるときは、都道府縣知事は、その者に対し、第五項の補償金額の全部又は一部を負担させることができる。
- 13 前項の場合には、第八項、第九項、第三十四條第二項、第四項(漁業権の制限又は條件)及び第十七條から第八十一條まで(免許料又は許可料の徴收)の規定を準用する。この場合において、第八項中「増額」とあるのは「減額」と読み替へるものとする。

(錯誤によつてした免許の取消)

**第四十條** 錯誤により免許をした場合においてこれを取り消そうとするときは、都道府縣知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。



(抵当権者の保護)

第四十一條 漁業権を取り消したときは、都道府県知事は、直ちに、先取特権者又は抵当権者にその旨を通知しなければならない。

2 前項の権利者は、通知を受けた日から三十日以内に漁業権の競売を請求することができる。但し、第三十九條第一項の規定による取消又は錯誤によつてした免許の取消の場合は、この限りでない。

3 漁業権は、前項の期間内又は競売の手續完結の日まで、競売の目的の範囲内においては、なお存続するものとみなす。

4 競売による売得金は、競売の費用及び第一項の権利者に対する債務の弁済に充て、その残金は國庫に帰属する。

5 競落を許す決定が確定したときは、漁業権の取消はその効力を生じなかつたものとみなす。  
(漁場に定着した工作物の買取)

第四十二條 漁場に定着する工作物を設置して漁業権の価値を増大せしめた漁業権者は、その漁業権が消滅したときは、当該工作物の利用によつて利益を受ける漁業の免許を受けた者に対し、時價をもつて当該工作物を買ひ取るべきことを請求することができる。

(入漁権の性質)

第四十三條 入漁権は、物権とみなす。

2 入漁権は、相続及び譲渡の目的となる外、権利の目的となることができない。

3 入漁権は、漁業権者の同意を得なければ、譲渡することができない。

(入漁権の内容の書面化)

第四十四條 入漁権については、書面により左に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 入漁すべき区域
- 二 入漁すべき漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業時期
- 三 存続期間の定があるときはその期間
- 四 入漁料の定があるときはその事項
- 五 漁業の方法について定があるときはその事項
- 六 漁船、漁具又は漁業者の数について定があるときはその事項
- 七 入漁者の資格について定があるときはその事項
- 八 その他入漁の内容

(裁定による入漁権の設定、変更及び消滅)

第四十五條 入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないとして認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定、変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

2 前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を通知し、



- 且つ、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による裁定の申請の相手方は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。
  - 4 海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。
  - 5 裁定は、その申請の範囲をこえることができない。
  - 6 裁定においては、左の事項を定めなければならない。
    - 一 入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合はその内容及び設定の時期
    - 二 入漁権の変更に關する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合はその内容及び変更の時期
    - 三 入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる場合は消滅の時期
  - 7 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を裁定の申請の相手方に通知し、且つ、命令の定めるところにより、これを公示しなければならない。
  - 8 前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより当事者間に協議がととのつたものとみなす。  
(入漁権の存続期間)

第四十六條 存続期間について別段の定がない入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間中存続するものとみなす。但し、入漁権者は、何時でもその権利を放棄することができる。

(入漁権の共有)

第四十七條 第三十二條及び第三十三條(漁業権の共有)の規定は、入漁権を共有する場合に準用する。

(入漁料の不拂等)

第四十八條 入漁権者が入漁料の支拂を怠つたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができる。

2 入漁権者が引き続き二年以上入漁料の支拂を怠り、又は破産の宣告を受けたときは、漁業権者は、入漁権の消滅を請求することができる。

第四十九條 入漁料は、入漁しないときは、支拂わなくてもよい。

(登録)

第五十條 漁業権、これを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の設定、保存、移轉、変更、消滅及び処分制限並びに第三十九條第一項又は第二項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業原簿に登録する。

2 前項の登録は、登記に代るものとする。

3 前二項に規定するものの外、登録に關して必要な規定は、命令で定める。  
(裁判所の管轄)